

生活課題一覧（1. 健康・年金・医療）

分野	課 題	地域(個人)でできること			行政がやるべきこと			現在の市の考え方	担当部局	
		短期	中期	長期	短期	中期	長期			
1	1	病気になる前からではなく、予防のための健康づくりの拠点がほしい。	○			○			市民の健康づくりのために、各種健康診査、地区に出向いての健康相談、健康教育を実施しております。また、介護予防のためには、訪問指導、地域ごとの移動リハビリ教室「ふれあい元気教室」を実施しております。今後も、これらの事業の充実につとめてまいりますので、ぜひご参加ください。 また、平成15年3月に策定した「健康あきた市21」は、生活習慣の改善によって疾病を予防する一次予防を重視し、今後の健康づくりの課題や、その取り組みについての具体的な数値目標を示しております。この計画に基づき、市民が自ら健康に配慮しつつ、生涯にわたって健やかに生活を送ることができるよう、健康づくり運動の普及・啓発につとめるとともに、各種健診の充実と受診率向上をはかることとしております。	保健所 保健予防課
2	1	今の健康を維持していくために、健康で運動していくために、市の何かしらのアドバイスがあれば…	○			○		秋田市保健所では、健康判定事業で運動に関するアドバイスを行っております。一次判定では「あなたの健康(生活習慣)に関する質問票」を記入していただきます。その結果表には運動についての評価とアドバイスが記載されております。一次判定を受けた方で二次判定を希望される方には判定を受けていただいた後で食事、運動、保健について個別指導を行います。さらに、健康運動指導士による実践指導が受けられます。ぜひ健康判定を受けてみてください。	保健所 保健予防課	
3	1	健康な方だけではなく、独り暮らし老人や足の不自由な方等、普段家にこもりがちな方も気軽に参加できるようなサークルを作ってみてはどうでしょうか？	○					いつでも、どこでも、だれでもが楽しみながら学べるよう、市内の6公民館や各地域の生涯学習奨励員が生涯学習相談を受け付け、公民館やコミュニティセンター等で活動している文化サークルやスポーツサークル、クラブ等を把握しているので、ご相談ください。	教育委員会 生涯学習室	
4	1	高齢者の健康維持のために、無料又は低料金のスポーツ施設が必要。特に中心部ではなく市内に分散してあれば活用しやすい。					○	地域のスポーツ振興の核となる運動広場等の整備を含め、スポーツ施設の計画的な整備を図ることとしております。	教育委員会 スポーツ振興課	

5	1	将来、医療・介護等に多額の金額が必要となるが、医療・介護にかからない人々を育成する必要がある。例えば、高齢者が外に出るような集いなど。						○	<p>秋田市保健所においては、病気や加齢により心身機能が低下している40才以上の方を対象に、軽体操、レクリエーションなどのふれあい元気教室を開催しているほか、寝たきり予防および介護に関わる家族の健康管理のアドバイスや福祉サービスの紹介を行う保健師・栄養士の訪問指導を行っています。</p> <p>高齢者の社会参加と生きがいづくりを促進するため、満70才以上の高齢者のバス料金の一部を助成する高齢者バス優遇乗車助成事業を実施しております。また、おおむね60才以上の方を対象に、社会的な孤立を防ぎ心身機能の低下を防ぐため、いきいきサロン事業(健康教室、写真教室、軽スポーツ等)を老人いこいの家3館で月1回開催しております。</p> <p>今後も、高齢者が身近な場所でレクリエーションや教養、社会参加活動等を行うための支援策について検討して参ります。</p>	福祉保健部 高齢福祉課
6	1	高齢者一人暮らし。特に男性の方の食事作り等で悩むものがあります。健康に良い献立表を作って配布して欲しい。	○					○	<p>男性を対象に食事に関する知識や調理の基本を身につけていただく「男性料理教室」を年2回市保健センターで実施しております。また、献立表を希望する方には配布もしております。さらに、各地区の要望にそった食事の学習会も実施しております。今後もこれらの事業の充実をはかってまいりますので、ぜひご参加ください。</p>	保健所 保健予防課
7	1	健康秋田市21計画を広報で見たが絵に描いたモチであり、具体的なものが全く見えない。どんなメリットがあるのか？全く期待できない。	○					○	<p>平成15年4月にスタートした「健康あきた市21」は、生活習慣の改善によって疾病を予防する一次予防を重視し、今後の健康づくりの課題や、その取り組みについて具体的な数値目標を示しております。この計画に基づき、市民が自ら健康に配慮しつつ、生涯にわたって健やかな生活を送ることができるように、健康づくり運動の普及・啓発につとめてまいります。また、具体的な健康づくりについては、今後も地域の保健推進員と連携し、地域と一体となって取り組んでまいります。</p>	保健所 保健予防課
8	1	健康づくりについて、市ではまず組織づくりをバックアップしてはどうか？	○					○	<p>市民が地域で健康づくりを主体的に行うことができるよう、保健推進員会の設置を働きかけ、その活動を支援しております。保健推進員の資質向上と情報交換のための研修会も実施しております。今後も、疾病予防や健康増進について、地域に根ざした活動ができるよう支援してまいります。</p>	保健所 保健予防課

9	1	保健推進員ですが現在地域の人たちの健康について考えそれなりの活動をし、どう生かしていったら良いかなど今も悩んでいます。	○				○		平成15年3月に策定した「健康あきた市21」の目標達成のために、地区担当保健師と保健推進員のみなさんとで相談しながら活動をすすめてまいります。	保健所 保健予防課
10	1	保健推進員の活動の状態について。行政が望んでいるような活動できているのかわからない。地区は活動したことの報告は求められるが、行政からの報告はない。助成金も年々カットされている。それに対する説明や活動の成果・効果など数値での報告もない。					○		毎年行なわれている地域保健推進員活動研修会において、地区の活動状況の報告や情報交換を行なってきております。これからも、できるだけ、解りやすく活動成果の報告を心がけてまいります。また、補助金の年々カットにつきましては、市の財政上の事情によるものですので、ご理解をお願いいたします。	保健所 保健予防課
11	1	市から年2回保健師さんが町内に来て健康教室を開いておられますが、実際は集まって来られる地域の方々ほとんど問題はないように思われます。それに皆が居るところでなかなか本当の困りごと言いにくいものです。私から見ればこの事業の目的も十分達したと思われしますので、この時間を1人暮らしの老人宅への訪問に切り替えてもらえたら、と思います。保健師の方から重病にならないうちに手助けをもらえれば、それがひいてはお金(税)の節減にもつながると思います。					○		保健予防課では一人暮らしの高齢者への家庭訪問を実施しておりますが、6,000人を超える一人暮らしの方全員には回りきれずしております。健康面で心配なことがある場合、ご連絡いただければ、家庭訪問をして介護予防のお話などをいたします。	保健所 保健予防課
12	1	保健所のふれあい元気教室と、社協のいきいきサロンでは、参加基準が異なっており、利用しづらい。	○				○		ふれあい地域サロンは、地域の高齢者が気軽に参加できる集いの場であり、地域の高齢者ならだれでも参加できて、内容も自由です。一方、ふれあい元気教室は、寝たきりや痴呆にならないように、生活体力の向上、脳の活性化、交流ができるように毎回の内容を考えています。また、家に閉じこもりがちなたに民生委員さんや保健推進員さんが声かけして参加を促していただいております。是非ご利用ください。	保健所 保健予防課

13	1	介護保険サービスの利用者を減らすという意味からも、障害者の自主トレーニングやリハビリ施設を増やしたり、もっと利用しやすいようにした方がよいと思う。秋田市保健センターを自主トレで利用する場合の申請書には、個人的に記入したくないような内容(手帳等級、要介護度、通所手段など)もあり、利用の妨げになっている。平成12年から平成14年の2年間で利用延べ人数は約600人減少している。誰でも気軽に利用できるように改善してほしい。	○			○			秋田市保健センターを自主トレーニングで利用される方の大半が高齢者で、身体機能が低下している方が多い中で、さまざまな運動機器を使用することから、利用者の身体状況を正確に把握しつつ、看護師による見守りを行いながら事故防止に努めております。 今後も、自主トレーニングに励まれる方が、安全に気持ちよくセンターをご利用いただけるよう心がけてまいりたいと思いますので、申請書の提出については、ご理解くださいますようお願い申し上げます。	保健所 保健予防課
14	1	介護保険サービスを利用する高齢者の中には、地域病である脳血管疾患による障害者が多く含まれると思うが、65歳以上の認定者は即、介護保険の適応を受けるのではなく、それぞれがその障害の程度によってリハビリ等で自立をめざしていると思うのでその機会を与えてほしい。	○			○			本人の状況や障害の程度によって、医療でのリハビリ、介護保険サービスの通所リハビリ、訪問リハビリ、保健サービスの中でのリハビリを選択していると思われます。それぞれの状況に応じた適切なリハビリが提供されることが必要と認識しておりますが、秋田市保健所では、介護保険制度の施行に伴い、対象を閉じこもりがちや老化により身体機能の低下のみられるかたとし、地域におけるリハビリテーションに力を入れているところであります。また、脳血管疾患による後遺症等で自主トレーニングを希望されるかたには、秋田市保健センターを開放しておりますのでご相談ください。	保健所 保健予防課
15	1	年金が値下がってきたので心配です。これからどうなっていくのか・・・。				-	-	-	年金制度は、国の社会保障制度の一つであり、その制度のあり方については、5年ごとに見直しをすることになっております。現在、国では平成16年の制度改革に向け、厚生労働省案を提示したところであり、今後国会等で様々な検討が行われることから、その動向を注視してまいります。なお、年金に関する相談については、年金相談センター(837-6500)へお問い合わせすることができます。	市民生活部 国保年金課
16	1	国民健康保険の赤字と言っているが、経費の面を考えるといろいろあると思うが、 ・医師の診察料が高いのではないか？(医師優遇) ・薬代が非常に高いと思う。量産の物が多いと思うがもっと安くないか？				-	-	-	診察料、薬代などの診療報酬については、厚生労働大臣が中央社会保険医療協議会の意見を聞き決定することになっており、その報酬は適正に評価されているものと認識しております。	市民生活部 国保年金課

17	1	国保、介護保険料が高すぎる。				-	-	-	<p>介護保険料は、所得段階別に原則として5段階設定となっています。被保険者の所得が低い場合には、低くなる仕組みとなっておりますのでご理解願います。</p> <p>国保税については、地方税法に基づき所得に応じて7割、5割、2割の軽減措置を実施しております。この制度に該当するかどうかについては、国保年金課にお問い合わせいただきたいと思います。</p>	<p>福祉保健部 介護保険課</p> <p>市民生活部 国保年金課</p>
18	1	高齢化に伴い将来、年金・医療費について非常に不安です。この問題を皆で話し合い地域ぐるみの生きがいのある生活を送れる地域にしたいので役所のアドバイスを希望します。				-	-	-	<p>市民の皆様への心配ごとについて、テーマを絞ってじっくりと話しあいをしていきたいと考えております。地域の中で、そのような機会を設定していただければ、制度に精通した職員が積極的にお伺いさせていただきますので、お声をかけてくださるようお願いいたします。</p>	<p>福祉保健部 福祉総務課</p>
19	1	医療費について。診療が過大になってきていると思う。				-	-	-	<p>医療費の自己負担割合は3割となっていますが、老人の方は1割または2割、3歳未満の乳幼児は2割と医療費のかかる世代に配慮されたものとなっています。受診時は、複数の病院での多様な受診や過重な投薬を避けるためにもかかりつけの医師に良く相談し、疑問な点については説明を受けることが大切です。</p>	<p>福祉保健部 障害福祉課</p>
20	1	将来自分が収入がなくなったとき、年金だけで医療費をまかなうのが不安である。				-	-	-	<p>高齢者の医療費は、若い世代に比べ特別に配慮されたものとなっており、1か月当たりの限度額が所得に応じて定められています。世帯全員が非課税世帯のかたは入院の場合、食事代を除く医療費限度額は24,600円または15,000円となっており、いらかかってもこれ以上は請求されません。また、減額認定証の提示により医療費限度額や食事代が低くなります。外来の場合は1割を払いますが1月当たり8,000円を超えた分は登録口座に5か月後に償還となります。</p>	<p>福祉保健部 障害福祉課</p>
21	1	医療費の負担が大変。高額所得者のほとんどが医者。日本の医療費は高すぎる。検討が必要。				-	-	-	<p>現在の医療制度は、国全体の医療費、特に老人医療費があまりにも増大し健康保険や老人医療などの医療保険制度の存続が危ぶまれたため、将来に向かって制度の見直しを図り、平成14年10月に制度改正したものです。高齢者の自己負担額は所得に応じて定められ、低所得者には負担が少なくなるよう配慮されています。病気を予防し、医療費を大切に使うことが国民全体の負担の軽減につながります。</p>	<p>福祉保健部 障害福祉課</p>

22	1	医療費が高くなって老人は大変です。医者の言いなりになっているような気がする。厚生労働省はこの事実をどう思っているのか？ 今後の生活が不安です。				-	-	-	医療費の自己負担割合は3割となっていますが、老人の方は1割または2割、3歳未満の乳幼児は2割と医療費のかかる世代に配慮されたものとなっています。受診時は、複数の病院での多重受診や過重な投薬を避けるためにもかかりつけの医師に良く相談し、疑問な点については説明を受けることが大切です。	福祉保健部 障害福祉課
23	1	70歳以上の人の医療費について、昨年から改正になった内容について改正前と比べてどのように変更したかを教えて欲しい。				-	-	-	平成14年10月から老人保健が次のように変わりました。①対象は75歳(一定の障害があるかたは65歳)以上のかた。ただし、昭和7年9月30日以前に生まれたかたは引き続き老人保健で医療を受けられます。②自己負担額は1割、一定以上の所得があるかたは2割③1か月あたりの自己負担限度額は、所得に応じて決まります。また、老人高額医療制度により1月当たりの限度額を超えた分が償還となるなど、所得の少ないかたの自己負担が重くなりすぎないように配慮された改正内容になっています。	福祉保健部 障害福祉課
24	1	高額医療費について、一般の人は申請から1か月で支給されるが、老人保健では5か月かかるのはどうしてか？				-	-	-	老人医療高額医療制度は、一般の高額医療制度と異なり、世帯全員の所得額により負担の上限額や負担減額額が定められています。受給者一人ごとの高額医療費の算定は非常に複雑なものとなっており、窓口での受給者証の提示がないため請求が遅くなったりした場合や、世帯の異動も関係します。秋田市の老人医療受給者は現在約39,000人いますが、医療機関から送付されたレセプト(年間約130万件)と突合し、算定するため大変時間を要します。また、一般の高額医療費はそのつど領収書を添付し、窓口での申請が必要ですが、秋田市の老人医療受給者のかたは提出済みの申請書で登録した預金口座に高額医療費の発生ごとに償還しています。領収書の提出も不要であり老人のかたの負担を少なくなるよう考慮したものとなっています。	福祉保健部 障害福祉課
25	1	保健所へ。 現在月1でやっている引きこもりの青少年の教室をもっと多く開催してほしい。(親からの希望もある。)						○	現在、ひきこもりに関する会は、ひきこもり等の子を持つ親を対象とした「にじの会」と、ひきこもり等の問題を持つ本人を対象とした「ひきこもり等青年グループ」の二つがあります。ともに県の機関である秋田県精神保健福祉センター(仙北郡協和町)が主催しており、それぞれ月に1回、1回あたり5～10名程度の参加者による開催となっております。なお、今後は秋田市による自主開催も検討してまいります。	保健所 健康管理課

26	1	現在はまずまず健康な高齢者のひとり暮らしの者ですが、これから先病気にかかった時、特に長期療養を必要とするとき、その受け皿となる病院が少ない。病床の拡充が望まれる。							○	長期療養のための病床、いわゆる療養病床数は県の医療計画に基づき許可されます。市内に病院を開設する、あるいは病院の病床を療養病床に変更するなどには県が許可します。 高齢化が進む本県でも、近い将来、このような療養病床を持つ病院の新設もしくは療養病床へ移行する病院が多くなるのではないのでしょうか。	保健所 保健総務課
27	1	当地域の昼夜間医療(子供、高齢者)について不便を感じている。 提言としては、当地域から医者が多くいる旧市内までは距離が遠くて大変である。よって当地域にも何等かの医療機関があればと思います。							○	病院については、県の医療計画に基づき許可されるものです。また、診療所については、開設届を提出すればどこにでも診療所を開設できます。いずれにしても、本市が、医療機関の配置について、特定の地域、場所を指定する権限はなく、また、斡旋もできません。 病院や診療所が近くにあるに越したことはないのですが、多少遠くてもご自分に合った医療機関を見つけていただくのがよいのではないかと思います。	保健所 保健総務課
28	1	高齢者の通院の付き添いは待つ時間が長く、勤めをもっている者にとっては辛い。予約制のようなものがほしい。					-	-	-	病院の診療体制については、各病院が経営その他を勘案しながら決めていることであり、法的に行政が個別に指導する事柄ではありません。 医療機関においては、待ち時間短縮のために予約制を取っているところが多いので、現状からは患者ご自身が通院しやすい病院を選んでいただくことをご検討いただきたいと思います。 市立秋田総合病院につきましては、平成11年6月1日から全科予約制となっております。初診時は予約できませんが、2回目以降につきましては、診察終了時にその場で次の来院日を予約するシステムとなっております。	保健所 保健総務課 市立病院 病院総務課

生活課題一覧（2．子ども・子育て・教育）

分野	課 題	地域(個人)でできること			行政がやるべきこと			現在の市の考え方	担当部局
		短期	中期	長期	短期	中期	長期		
1	2	出生率低下で子どもの数が減少していることを危惧している。子どもを安心して産み育てられるようにしてほしい。					○	いつの時代も、子どもは社会の活力の源です。本市では、秋田市エンゼルプランにより、子どもを産み、育てやすい環境を作るため、様々な施策に取り組んでおりますが、依然少子化は続いております。国では、本年7月に次世代育成支援対策推進法が成立し、家庭や地域のみならず、企業も含めて次世代を育成する行動計画を作るよう義務づけております。行動計画では、これまでの「子育ては家庭の問題」という意識から、社会全体で子育てを支援するという大きな転換をめざしております。本市においても、16年度に秋田市行動計画を策定し、エンゼルプランに替わる子育て・子育ての総合計画としていきたいと考えています。	福祉保健部 児童家庭課
2	2	少子化と言うが若い男女の意見が見えてこない。				-	-	-	福祉保健部 児童家庭課
3	2	地域で若い母親たちも集まって会合などしているので、そういう人たちと交流する場を設けたらよいと思う。		○			○	子育て支援の拠点として子育て総合センターを設置しております。ネットワークの要として地域との連携をとりながら、よりよいサービスの提供に努めていきます。なお、子育て総合センターは、交通の利便性などを考慮して、秋田駅東口に平成16年7月完成予定の拠点センター内に移転し、これまで以上に地域子育て支援事業等を充実することとしております。	福祉保健部 児童家庭課

4	2	地域で子育て支援「親子のつどいネット」の会を開いています(月1回児童委員の皆さんで子供さんのいる家庭に毎月呼びかけしていますが)。なかなか参加して下さる親子が少なく悩んでいます。気軽に参加して下さるようにしたいと思っていますのですが、何かよいアドバイスがありましたらお願いします。	○						若いお母さんたちは、地域社会への参加の仕方がわからなかったり、世代間の交流が苦手だったりしますから、誘う方も無理なく気長に誘う覚悟が必要です。赤ちゃんの成長を認めてあげ、日頃の子育ての苦労をほめてあげることが第一歩です。子育て総合センターでは、これからも子育て支援者のための実技研修会を開催しますので、ぜひ参加してください。	福祉保健部 児童家庭課	
5	2	0歳児の保育料免除が新たに始まった。母親の中には、子どもを保育所にやっしまえば、自分は外に働きにいけるという人もいようだ。保育料もかからず、母親はパートに出て収入があるということに不合理を感じる。在宅で子育てを頑張っている母親へのサービスも考えてもらいたい。					-	-	-	0歳児の保育料無料化は、あくまでも子育て世帯への経済的負担の軽減であって、お母さんたちを外で働かせるための方策ではありません。在宅の子育て家庭への支援策としては、ファミリー・サポートセンター事業や一時保育事業などがありますので、ご活用下さい。	福祉保健部 児童家庭課
6	2	子育てや家庭を守る主婦(専業主婦)に対する社会的評価の中で経済的な対価を考慮すべきと思いますが、いかがでしょうか？					-	-	-	これまでの子育て支援施策は、仕事と子育ての両立支援に重点を置いてきましたが、在宅で子育て中のお母さんたちのために、育児サークルの育成支援や、一時保育、ファミリー・サポートセンター事業など、サービスの充実をはかってまいります。	福祉保健部 児童家庭課
7	2	母子家庭が多くなってきた。子育ての支援が必要。	○							母子家庭への経済的な支援として、児童扶養手当の支給や、保育料の援助、母子寡婦福祉貸付事業等を行っています。また子育ての悩みや家庭の問題を解決するため、子育て総合センターに相談員を配置し随時相談に応じています。 民生委員は、児童委員も兼ねることとされており、児童の生活環境を適切に把握し、援助や指導をすることとされており、また、平成13年度からは、児童委員活動強化推進アクションプランが掲げられ、①子育て家庭の支援活動の推進・強化②児童の健全育成を図る環境整備活動の推進・強化③非行防止やいじめから子どもを守る活動の推進・強化などの取り組みをすることが求められております。 なお、民生委員・児童委員などの地域のボランティアががんばることはもちろんですが、地域住民のみなさん一人ひとりも、将来を担う子ども達の健全育成について、ご配慮下さるようお願いいたします。	福祉保健部 児童家庭課 福祉総務課

2. 子ども・子育て・教育

8	2	母子家庭に比べ父子家庭への福祉活動がおろそかにされているのが現状である。助け合いであるのならもって考えてもらいたい。						○		現在、父子家庭に対して児童扶養手当や母子寡婦福祉貸付金などの経済的支援は、行われておりませんが、今後は、国県の制度の動向を見極めながら、ひとり親家庭への生活支援、就労支援等を検討してまいります。	福祉保健部 児童家庭課
9	2	今住んでいる家をすぐに出なければならない人が居りまして、そこで手形住吉町の方に1泊だけでもお願いしたのですが空き部屋がぜんぜんないということでしたので大変困りました。相談所のお知らせではいつでも相談に乗るとありましたがこれでは何にもならないと感じました。						○		婦人の緊急一時保護事業につきましては、女性相談所のほかに、県の委託を受けて市内3施設(秋田婦人ホーム、秋田わかばハイム、秋田聖徳会若草ハイム)でも実施しております。	福祉保健部 児童家庭課
10	2	安心して子供を産み育てることのできる環境を作ってもらいたい。夜子供を見てくれる場所作り。						○		夜間保育については、現在、認定保育施設7か所で行っておりますので、ご活用下さい。	福祉保健部 児童家庭課
11	2	今の子供たちや若いお母さんたちの心理的なことを聞きたい。						○		世代間の交流が充分に行われると、子育て支援にも大変参考になりますが、一人一人の考えをいかに大切にしながら語り合うかが重要です。子育て総合センターでは、世代間交流をテーマにした井戸端会議などを開いていきたいと考えています。	福祉保健部 児童家庭課
12	2	幼児が冬期間屋内で遊べる施設が地区にないのでわざわざ遠方に出かけなければいけない。	○					○		地域の児童館・児童センターを午前中に利用できるほか、認可保育所でも随時開放日を設け、地域の子育て世帯に施設を開放しておりますので、どうぞご利用ください。 また、平成16年7月には、駅東地区に建設中の拠点センター内に「(仮称)子育て交流室」がオープンします。秋田駅の近隣に位置し、交通利便性の高い場所ですので、お気軽にご利用ください。	福祉保健部 児童家庭課

13	2	子育て支援の会をやっていることは、行事で外に出る時、チャイルドシートの関係で各自の車で出かけているのですが市のほうで子育て支援専用の大型バスを用意してもらいたいです。				-	-	-	かつて、会員2万人を擁する老人クラブ向けに大型バスの用意をしていたこともありましたが、利用頻度がそれほどでもなかったこともあり、専用バスの購入は現在のところ考えておりません。	福祉保健部 児童家庭課	
14	2	保育園がこれから地域支援事業を実施するうえでこのような会の中で協力できる体制ができると嬉しい。高齢者との交流も計画できるようにしたい。	○				○		保育所は、保育に欠ける児童を保育する児童福祉施設ですが、同時に地域の貴重な社会資源でもあります。各保育所では、地域の社会福祉協議会や民生児童委員協議会など地域団体と協力して世代間交流を行っております。地域交流については、今後も積極的に働きかけていきたいと考えております。	福祉保健部 児童家庭課	
15	2	入しやすい保育所の整備。 乳児から思春期の子供まで見守り支える地域のシステムと子供の協議会づくり。	○				○		保育所の新設については、保育需要の推移や社会状況の変化などを見極めながら、計画的に進めてきましたが、当面、新設の予定はありません。また、多様化する保護者の就労形態に対応するため、短時間保育の導入など保育サービスの充実や、幼稚園の保育事業参入の促進を図り、受け入れの拡充に努めていきます。また、子どもを見守り支える地域づくりについては、これからの最重要課題のひとつと認識しております。そのために、平成16年度に秋田駅東口の拠点センター内に子育て総合センターを移転し、組織の強化を図り、市民協働によって地域における子育て支援を推進していきます。	福祉保健部 児童家庭課	
16	2	現在私の子供は札幌に住んでおりますが保育所関係は割と充実しているようです。ちなみに秋田市の場合はどのようになっているのでしょうか？入所を待っている子供さんの問題をお知らせ願いたい。					-	-	-	本年11月1日現在の認可保育所待機児童は213人となっております。市ではその解消のため、保育所の新設や認可外保育施設の認可などを行ってきました。しかしながら、景気の低迷や女性のライフスタイルの多様化などにより、子どもを産んでも働き続けたい女性の増加とともに、現在働いていなくても、保育所に入れてから働きたいという方が、待機児童の7割を占めています。今後も、パート就労などに対応した短時間保育の導入や、幼稚園による保育事業への参入を促し、待機児童の解消に努めます。	福祉保健部 児童家庭課
17	2	子育ての方法がわからないとか不安に思っている母親が多いので、幼稚園や保育園に相談できるカウンセラーの配置をしてみてもどうでしょうか？（例えば、小・中学校のスクールカウンセラーのような方を就学前の子を対象に親と面談したりするとか。）					○		幼稚園・保育園に勤務する保育士は、子育ての専門家ですので、入所児童の親だけでなく、地域の子育て中の親の相談も受けることになっています。ぜひ、ご相談ください。	福祉保健部 児童家庭課 教育委員会	

2. 子ども・子育て・教育

18	2	子育てしている親の勉強会もして欲しいものだと思っ ています。	○					子育て総合センターでは、地域の活動に合わせ、専門相談員を派遣しますのでご利用ください。また、子育てに関わる情報提供や育児相談等も行っていますので、活用していただきたいと思います。 また、地域福祉計画のワークショップ(研究会)は、今年度限りではなく、継続していきたいと考えており、市民のみなさんのご要望に合わせて、テーマを絞った話しあいについても開催していきたいと考えております。	福祉保健部 児童家庭課 福祉総務課
19	2	若い独身者に結婚を勧める。例えば、引っ込みじあんの若者に見合いの場を作る。そのことによって結婚でき、元気な子供の声の聞こえる地域にしたい。					○	男女の出会いについて、行政による取り組みが必要かどうかは、慎重な検討が必要であると考えます。	福祉保健部 福祉総務課
20	2	子育てに悩んでいる親が多いと思うが、その中で子供の成長発達を知らないために、過度に不安になったりノイローゼになるという人も多いように思う。 母親に対しての色々な(検診時等に)研修はあるようだが、出産前に父・母揃っての子供の成長発達についての研修を義務づけた方がよい。もっとおおらかに子供の成長を楽しめるように。					○	秋田市保健所では現在、出産を迎える夫婦を対象とした両親学級や乳児を持つ保護者を対象にしたほのぼの育児教室、育児相談のほか、ご要望に応じて各地区に出向いての育児相談も実施しております。今後もこれらの事業を充実させてまいりますのでご利用ください。	保健所 保健予防課
21	2	少子化対策として不妊、不育対策に市の補助はあるか。					○	平成16年度から不妊治療のうち、体外受精と顕微授精に対し、1年度10万円を上限に通算2年の助成を行います。助成要件がありますので、詳細は保健予防課にお問い合わせください。	保健所 保健予防課
22	2	乳幼児健診、予防接種について、場所が保健センターに集中しつつある。また、開催日は平日のみ。育児と仕事の両立を支援していくためにも、考えていかなければならない問題だと思う。					○	集団健診と予防接種の会場については、新たに平成16年10月から、秋田駅東口に開設される市民交流プラザの利用を予定しています。 また、休日の健診実施については、医師等の確保が必要なことから今すぐの実施は難しいところではありますが、受けやすい健診体制についても引き続き検討してまいります。 なお、予防接種会場については市内6会場(保健センター、土崎支所、新屋支所、南部公民館、東部公民館、御野場地域センター)で実施しております。	保健所 保健予防課 健康管理課

2. 子ども・子育て・教育

29	2	最近の子供を見るとマナーが良くないし、これだけで地域(づくり)福祉に参加できるものだろうか?という不安もある。	○						マナーを踏まえた上で、相手のことを考えて行動することや礼儀正しい態度などは、生活するうえで大切なことと考えます。学校における道徳教育および生徒指導の充実を図ってまいります。	教育委員会 学校教育課
30	2	人を殺すことは普通のような行為になってしまったように思う。道徳教育の必要性は切に考える。子供達の教育施策はどうなっているのか。						○	道徳教育は、思いやり、やさしさ、感動する心などの育成のため、重要であり、学校では、その充実に向けて児童・生徒を指導してきたところです。今後とも、道徳教育を本市学校教育の重点の一つとして継続的に充実させるよう、各校に指導してまいります。	教育委員会 学校教育課
31	2	家庭に帰って親への挨拶、感謝をしない子供が多いのではないか。それが地域住民とのつながりを阻害している。もっと大人を大事にすることや、大人の若い頃を教え学ぶ地域環境が必要だと思う。民生委員が指導してほしい。	○					○	民生委員は、児童委員も兼ねることとされており、児童の生活環境を適切に把握し、援助や指導をすることとされております。また、平成13年度からは、児童委員活動強化推進アクションプランが掲げられ、①子育て家庭の支援活動の推進・強化②児童の健全育成を図る環境整備活動の推進・強化③非行防止やいじめから子どもを守る活動の推進・強化などの取り組みをすることが求められております。なお、民生委員・児童委員などの地域のボランティアががんばることはもちろんですが、地域住民のみなさん一人ひとりも、将来を担う子ども達の健全育成について、ご配慮下さるようお願いいたします。	福祉保健部 福祉総務課
32	2	核家族になったせいか年を取り病気になっても家族の協力が少なくなった(それぞれの仕事があると思う)。子供の頃から教育課程で家族への思いやり、協力をもっと教えていく必要があると思う。昔のように2世帯、3世帯であれば現在のように一人暮らしの老人が増えるということはないと思う。	○					○	学校では、生活科や道徳の時間などで、家族愛や家庭の協力などについての学習を展開し、思いやりの心の育成を図っています。なお、家庭においても、家族の協力や思いやりについて話題とするよう、保護者の協力を得ることが必要であると考えています。 三世代家族であることによって、■若いお母さんの不安を解消できる■子どものしつけがしっかりとできる■高齢者にとって健康面はもちろん精神面でも安定する、というようなことをはじめ、たくさんのメリットが期待できますが、現実には、住宅事情・嫁姑問題・生活習慣の違いなどから、核家族化はますます進んでおります。三世代家族は日本の伝統的家族形態としてひとつの理想形ではありますが、三世代家族ということに固執するだけでなく、三世代と同じような役割について地域全体の人で補い合うというような、「地域の力」の結集も重要だと考えております。	教育委員会 学校教育課 福祉保健部 福祉総務課
33	2	福祉政策と平行して21世紀の新倫理観(特に家庭の親子の関係など)を構築しない限り、福祉の実効は期待できないので、児童の段階から社会福祉についての教育・躰(しつけ)が重要に思える。	○					○	学校では、道徳教育を中心に、学校教育全体を通して、思いやりやさしさを各種活動の中で培い、社会福祉に対する資質を育成しています。なお、しつけについては、家庭との共通理解が必要であると考えます。	教育委員会 学校教育課

2. 子ども・子育て・教育

34	2	子供の問題は大人の問題だ。学校、地域、家庭がそれぞれ役割を持ち、連携するべきと思うが、大人が地域との接触を拒否しているのが現状だ。地域が子供を受け入れる環境も大切だが、子供が地域と係わり合うような環境を家庭の中で築くことが重要ではないか。	○						子どもの健全育成にあたっては、学校、地域、家庭の連携が不可欠です。親が家庭を見つめ直す契機となる家庭教育学級を公民館等で実施しているので、ご利用ください。	教育委員会 学校教育課
35	2	公園などの清掃美化に努めているが、後に続く人が少ないのは、自己の利益「得」になること以外やらないのだと思う。教育の中に社会につくす事の重要さに、もっと重きを置く事が大切だと思う。 人が見ていないとポイ捨てなどのゴミが出るのも同様だ。		○		○			社会に貢献する人材の育成が、学校教育においても重要であると考えており、地域クリーンアップ、地域探検などの活動を通して、愛郷心の育成を図るほか、道徳の時間を中心に、社会につくすことの大切さおよび困っている人を助ける思いやりの心の育成を図ってまいります。	教育委員会 学校教育課
36	2	保育園に入学まで親の育て方、親の事を見る。保育園中は皆さんと一緒に。 この頃まで考え方が固まってくると思う。自分の思うこと、お手伝いなどを進んでするように教えること。小学校は自分達で行事をするように、それに指導していくように。	○				○		小学校では、協力してよりよい生活を築こうとする自主的かつ実践的な態度の育成をめざしています。学校行事や児童会活動などの特別活動の際、特に重点として指導しており、今後もさらに委員会活動などを通して自主性の育成に努めてまいります。	教育委員会 学校教育課
37	2	子供会で行事をやる場合も人数が少ないため、思い切ったことをやらなかったり盆踊り等も年々参加者が少ないのが現状です。地域を盛り上げていく人がいない。子供がいないことが一番の問題点だと思う。やはり子供の頃から福祉を学ぶこと、高齢者の方達との交流も含め出会う会を学校(小・中)に求めたいと思う。	○				○		地域の方々に児童生徒の活動を見ていただく機会として、小学校では学習発表会、中学校では学校祭等を設定しております。さらに、老人施設を訪問し、交流を図っているほか、ブルタブを集めて、車いすを贈る活動などを展開しています。今後についても、交流体験活動の充実を図るよう指導してまいります。	教育委員会 学校教育課
38	2	学童に関すること。 学校・家庭でいい子にしている子ども達でも集団になれば危険な遊びや乱暴な言葉が出てくることありビックリする。	○						同年代の子ども達が集まると、ある程度、危険な遊びをしたり乱暴な言葉を使う可能性はありますが、その都度、目(耳)にした人が対処すべきと考えています。	教育委員会 生涯学習室

39	2	世代間交流を多くしたい。高齢者と暮らす子どもが少なくなってきた。異年齢の人との交流活動を多くして、お互いに学んだり、活力をもらったりしたい	○						公民館等で、世代間交流事業を実施し、子どもから高齢者までの異世代の交流を図っています。また、地域の老人クラブや高齢者学級と、子どもたちの交流を呼びかけてまいります。	教育委員会 生涯学習室		
40	2	児童館設置。当地域には学校就業後の児童の施設がなく老人達が預かっている。また、地区は人数が不足のため基準に適していないために設置に至っていない。人口の多いところは適用され、少ないところには適用されておられない。						○	児童館の整備は、1小学校区1施設を目的に、児童数の推移や設置場所の確保、既存児童館の老朽化などを考慮しながら、未設置学区への設置を優先して計画的に進めています。	教育委員会 生涯学習室		
41	2	児童センターでボランティアをしているが、利用する子供達に遊びや様々なことを指導できる人がいたらいいと思う。センターのこれからのビジョンがわからない。専門員の体制など、センターの機能の充実を強く要望する。	○					○	児童館・児童センターには、保育士や教員免許等を有する児童厚生員を配置し、遊びの指導をしています。また、児童の健全育成のため、児童館運営委員会や児童育成クラブ世話人、そして地域の方々のご協力を頂きながら児童館運営を行っております。児童館は、子ども達がいろいろな体験活動を通じて、心身ともに豊かな成長を促す場として、さらには、地域の子どもは地域で育てるという地域の教育力の土台になる場所としての充実を考えております。	教育委員会 生涯学習室		
42	2	就園前の子供を持つ保護者が日中いつでも行けるように児童館が開放されていたらよい。特に冬や雨の日に集まれる場所があれば良いと思います。	○						児童館の開館時間中は、就学前の子どもであっても、保護者同伴であれば利用できます。また、開館時間以外は、一般利用ができるので、親子で集う場所として、ご利用ください。	教育委員会 生涯学習室		
43	2	児童館が開館している時間を夜7時頃までにできないでしょうか？仕事の都合で6時までに迎えに来る事ができないという声を聞いたことがある。中学生の居場所を確保するためにも、6時閉館は少し早いのではないかと？						-	-	-	児童館は、全ての児童を対象とした「子どもの城」とも呼ばれる自由来館施設ですが、児童の健全育成の観点から午後6時を閉館時刻としております。ただし、保護者が仕事等のために昼間家庭にいない児童を対象とした放課後児童健全育成事業(学童保育)については、午後6時以降も対応しているため、利用を検討してみたいかと思いますが、いかがでしょうか。	教育委員会 生涯学習室

44	2	児童センターについて、地域の会合で利用することが多いが、飲食、たばこが禁止されているため、懇親会などできない。飲食できる施設として泉コミセンがあるが、利用者が多いため予約するのが大変で、利用しづらい。語らいの家は、市の助成もなく、地域でも維持できなくなっているのが現状である。他にかわりになる施設がないので、児童センターを柔軟に利用させてもらえないか。					-	-	-	児童館・児童センターは、児童福祉法に基づく児童のための施設ですが、公共施設の有効利用のため、児童が利用しない時間帯に限って、地域の方々にも施設を開放しております。 ただし、平成15年5月の「健康増進法」施行に伴い、児童の健康保持のため、館内での喫煙はご遠慮いただいております。また、飲酒を主目的とした集会については、児童の健全育成の観点から、原則的にご遠慮いただいております。	教育委員会 生涯学習室
45	2	家庭教育のこと。 今の若い親達は、子どもの育て方、しつけ方が過保護のようである。将来心配である。	○						○	家庭教育は、基本的に、家庭の責任に委ねられているものですが、子どもの健全な成長が図られるよう、家庭教育相談窓口を設置し、親の悩みや不安について相談できる態勢づくりを行うとともに、親が子育てについて学習する機会として、公民館等での家庭教育学級の充実に努めております。	教育委員会 生涯学習室
46	2	中学生、高校生に目を向けた行政サービスを。(中学生、高校生向けのイベントや、安心して遊べる環境づくり)							○	青少年の継続的な活動の場(居場所)づくりをめざし、中高生も参加できる講座や地域住民とのふれあいができるような事業等の拡充に努めてまいります。	教育委員会 生涯学習室
47	2	小学校低学年の子供が深夜12時～1時頃まで家で留守番をしている家庭がある。子供の道徳性は学校で学ぶだけでなく、親から学び、また地域住民から学ぶことがとても重要だ。家族が家で一緒に過ごす時間をもう一度見直さなければ、子供の心の成長は望めないと思う。	○							子どもの健全育成にあたっては、学校、地域、家庭の連携が不可欠です。親が家庭を見つめ直す契機となる家庭教育学級を公民館等で実施しているので、ご利用ください。	教育委員会 生涯学習室
48	2	子供の生活について。 夜遅くまで子供だけで留守番をしている家庭がある。深夜に及ぶことが多いことも現実問題としてある。小学生に対してもシッターの必要性を感じている。地域ボランティアで対応したり子育て支援があれば・・・と思う。 シッターの必要性を感じない親がいることも問題であるので啓蒙活動を学校でも(PTAや親との面談)を行って行きたい。	○							放課後の児童健全育成のために、児童館等の整備および放課後児童健全育成事業(学童保育)を実施していますが、深夜までの対応は考えておりません。 また、親が子育てについて学習する機会として、公民館等での家庭教育学級の充実に努めております。 小学生のお子さんを持つかたで仕事上の理由で帰宅が遅くなる場合、お子さんの生活指導や夕食の提供をする、トワイライトステイ事業を実施しています(秋田婦人ホーム、秋田聖徳会若草ハイム)。利用時間は午後10時まで。自己負担額は母子父子家庭の場合、1日350円です。	教育委員会 生涯学習室 福祉保健部 児童家庭課

2. 子ども・子育て・教育

49	2	子どもが少ない町内です。下校の時に迎えに行っても行き違いになるし、迎えに行かないと帰ってくるまで心配です。	○						学校では、下校時の危険箇所や不審者などに注意するとともに、できるだけ、一人で帰らず友達と一緒に帰るように指導しています。また、PTAと学校が連携し、下校時のパトロールを実施している地域もあります。	教育委員会 学校教育課
50	2	子供達(中・高生)が夜はいかいている。24時間スーパーなどがたまり場になっている。地域の皆で見守りたいがどうしたら良いか。			○				少年指導センターでは、少年指導委員(現在321名委嘱)による市内の巡回を通して、少年たちへの「声かけ」を行いながら非行の未然防止に努めています。また、市内7地区に少年指導委員で組織する少年指導委員会を設置し、夜間巡回も含め、地区の特性を踏まえた活動を展開しています。少年の深夜徘徊については、近年増加傾向にあることから、地域の青少年育成関係機関・団体などとの連携による「声かけ」などの取り組みが必要と考えていますので、地区の少年指導委員会や当センターにご相談ください。	教育委員会 少年指導センター
51	2	少子高齢化が著しく進み、私の町内では小学生が一人もいない状態である。果たして数年後、数十年後町内の機能が運営できるか心配である。町内を出て市内中心地で暮らしている若者が村に戻って来るような町内にしたいのだが…。地域の人も若者に対して、不必要な干渉をしないで仲良く生活を送れるように考えを改めてほしい。		○					若者の定着については、家庭内の話し合いがもっとも重要であります。若者が生涯住みたいと思える魅力ある町内になるよう、地域の皆さんも創意工夫で努力していただきたいと考えます。	市民生活部 自治振興課
52	2	交通教育について。自分たちは、車は左、歩行者は右と小さい頃から教育を受けてきた。最近、歩行者、自転車のマナーが悪く、危険だと感じている。個人的に教育するとトラブルが起こる。教育機関や公安機関と連携して交通教育を確立するなど、危機管理の問題として取り上げるべき。			○		○	市では、交通教育の一環として、幼稚園、保育所および老人クラブ等を対象に巡回指導を実施しております。現在、交通教育については、市・警察・学校等がそれぞれ実施しておりますが、今後、関係機関との連携を深め、交通安全教育の在り方を再考してまいりたいと考えております。なお、家庭及び地域においても積極的に取り組まれることを期待しております。	市民生活部 生活課	

生活課題一覧（3. 高齢者・介護）

分野	課 題	地域(個人)でできること			行政がやるべきこと			現在の市の考え方	担当部局
		短期	中期	長期	短期	中期	長期		
1	3	ひとり暮らし高齢者の問題が心配。	○			○		ひとり暮らしの高齢者等に対して、緊急事態が発生した場合ボタンを押すだけで関係機関や協力員に救助を求めることができる緊急通報システムの貸出をしております。なお、高齢者が自宅で自立した生活を継続するためには、地域の方々の協力が不可欠と考えております。声かけや見守りなどにより地域で高齢者を支えていただきますようお願いいたします。	福祉保健部 高齢福祉課
2	3	高齢者を見守れる協力者が少ない。	○				○	秋田市では、秋田市社会福祉協議会が実施主体となり、地区社会福祉協議会の協力によって、「見守りネットワーク事業」を実施しております。この事業の実施にあたっては、すでに、地区民生児童委員協議会が必要に応じて参画するなど、ネットワークの輪は次第に広がっております。今後は、この「見守りネットワーク」の推移を確認しながら、よりよいあり方へと柔軟に対応していきたいと考えております。	福祉保健部 福祉総務課
3	3	息子と二人暮らしですが、息子が3交替の仕事をしていて、週に二晩いない日があります。自分は病院に通院している身で、息子が居ない時に身体の具合が悪くなったらどうしようと心配です。近所の人に頼めば良いのではと思いますが、何か迷惑のような気がして…。	○					ひとり暮らし等の高齢者が在宅において安全で自立した生活を継続するためには、地域の方々の協力が不可欠と考えております。日頃から、緊急時に息子さんと連絡をとる方法や、民生委員や町内会の役員の方々と連絡をとることについて確認しておいてはいかがでしょうか。	福祉保健部 高齢福祉課
4	3	隣近所の交際(付き合い)が悪くなっている現在の風潮、特に困るのは高齢ひとり暮らし人に対し近隣の方にネットをお願いしたいのに仲が悪く引き受けてくれない(特に正面の家)。他の対応方法として離れた家に頼む。	○				○	地域福祉計画の策定を契機として、「地域における支え合い・助け合い」の意識が醸成され、良好な地域関係が構築されることをめざしています。その中で「地域」の範囲については、向こう三軒両隣に固執するのではなく、班単位、町内会単位、小・中学校単位などケースに応じた柔軟な考え方が大切だと考えています。	福祉保健部 福祉総務課

3. 高齢者・介護

5	3	ネットワークを作るにも隣・近所は高齢者の一人暮らしということで、声掛けもままならず、市の方でも多く足を運んでもらいたい。							○		ご要望があれば40歳以上の方へ保健師による訪問指導をしております。しかし、高齢者が在宅において安全で自立した生活を継続するためには、地域の方とのつながりが不可欠と考えております。今後とも地域の支え合いについてご協力をお願いいたします。また、心配なことがありましたら、お気軽に高齢福祉課か、お近くの在宅介護支援センター(市内21か所)にご相談ください。	福祉保健部 高齢福祉課
6	3	高齢者に関することで民生委員の立場から。前任の方があまりにも丁寧な対処をしていたので自分も見習い対処していますが、一人では対処しきれず福祉協力員の方と一緒に見守りたいと思っています。しかし、対象者の方が他人に秘密を知られたくないということで困っています。やはり、一人で見守りし続けなければいけないのでしょうか？	○								福祉協力員は、地域の方々と関係機関(民生委員や在宅介護支援センター等)との橋渡しを図ろうとする地域ボランティアです。法律や条例に基づく制度ではありませんが、相手の方の秘密を守ることを前提に活動するという点では、民生委員の方と同じです。対象者の方にも、そのことを十分に理解していただき、一緒に見守りできることがより良い地域づくりにつながると考えます。ご協力をお願いします。	福祉保健部 高齢福祉課
7	3	「福祉はしあわせ」という説明があった。良いことを聞いた。町内老人クラブでは友愛訪問の行事として年2回春秋に要介護1～5の方々に数人で訪問している。それについて施設入所の方々には非常に喜ばれています。ただ困難なことはハイヤーを借りており老人会の負担になっております。そのハイヤーの資金を給与して頂ければ、2回のもものが3回にも行われると思います。	○								老人クラブ連合会への補助として社会福祉奉仕活動強化費を交付しております。これは、単位老人クラブが友愛訪問活動等の事業を行った場合に補助するものであります。この補助金を有効に活用いただきますようお願いいたします。	福祉保健部 高齢福祉課
8	3	周りを見ればひとり暮らしの方が多く、町内の方とも付き合いがない人もいます。今、私たちも夫婦二人ですし将来が不安です。なるべく町内地域の方と付き合いを多くしていこうと心がけていきたい。	○								高齢者が在宅において安全で自立した生活を継続するためには、地域の方の協力が不可欠と考えております。良好な近隣関係を築くことが、より良い生活につながると思っていますので、ご協力をお願いいたします。	福祉保健部 高齢福祉課
9	3	高齢者の活躍の場、生きがいづくりの場を作れないか。定年退職し元気に暮らしている人が意外に多いのではないか。こうした人の力を町内のために活用することことが、本人の老化防止にもつながり地域のためにもなると思う。	○						○		高齢者の社会参加と生きがい作りのため、地域において語らいやレクリエーションを行う団体の支援策について検討いたします。 また、秋田市社会福祉協議会では、高齢者が自宅に閉じこもらず生きがいをもっていきいきと生活できることを応援するために、各地区社会福祉協議会に地域サロンの取り組みをよびかけております。取り組みをする地区社協では、その地域性に合わせて町内会や老人クラブ、各種団体と協力しながら実施しております。 シルバー人材センターは、健康で働く意欲のある高齢者が、今まで培ってきた技能や経験を活かした仕事ができることです。会員(おおむね60歳以上のかた)にふさわしい仕事を、企業や家庭、公共団体などから引き受け、会員の行った仕事に応じて報酬を支払います。また、臨時あるいは短い期間の求人について無料で職業紹介も行っていきます。	福祉保健部 高齢福祉課 社会福祉協議会

3. 高齢者・介護

10	3	なるべく介護保険の世話にならないようにするには寝たきりにならないなど健康が大事である。そのためには、引きこもりにならず人との接触を図ることが必要である。社福協でやっている引きこもり防止の仕事は、地区全体でなく2～3地区に分けてやれるよう補助金を増やしてほしい。	○						○	ご意見のとおり、将来的に大切な事業と認識しております。「地域サロン」という気軽に集まれる場づくりを現在呼びかけていますので、多くの地区で数力所ずつ取り組めるよう更に充実をはかりたいと思います。補助金については、全市的な動きを見ながら地区社協とも協議をしながら検討していきたいと考えております。	社会福祉協議会
11	3	近所に居る年寄りに声をかけて集会等に出て、皆さんと一緒に楽しんでもらいたいけど、なかなか出てきてくれないので、どのようにしたら良いか悩んでいます。	○							高齢者は耳が聞こえづらいついか、足腰が弱ってきたなど身体的な理由で参加が億劫になるなど様々な要因が考えられますので、参加しやすい環境づくりや集会の内容など工夫していただきたいと考えます。	市民生活部 自治振興課
12	3	老人も自分の持っている力を生かして生活するために、シルバー人材センターの町内版のようなものを作ったらいかがでしょうか。							○	シルバー人材センターの支部設置については現在予定しておりませんが、今後とも利用される市民のかたのご希望に添うよう努めてまいりますので、お気軽に当センターにお問い合わせください。	商工部 工業労政課
13	3	高齢者でも健康なら、ボランティアで介護を手伝うことで、介護保険料の増額を防ぐことができるのではないかと。	○						○	秋田市では、秋田市社会福祉協議会に「秋田市ボランティアセンター」の運営を委託しております。「秋田市ボランティアセンター(862-9774)」は、ボランティアを必要とする人と、ボランティア活動をしたい人との橋渡しをしています。また、各種のボランティア講座も随時開催しておりますので、未経験の方もお気軽にご相談下さい。	福祉保健部 福祉総務課
14	3	78歳の要支援のものですが、なるべく(支援を)使わないようにしたいと思っています。ですが、話し合うためのボランティアさんがいたらと思っています。	○							「なるべくサービスを利用しないように」ということでしたが、デイサービスだけの利用であればあまり費用もかかりませんし、他の高齢者の方々とふれあい、話し相手もできるのではないかと思います。「まったくサービスを利用しないように」ということであれば、老人クラブや、公民館の高齢者学級・サークルへの加入などを考えてみてはいかがでしょうか。	福祉保健部 介護保険課

3. 高齢者・介護

15	3	サービスの利用に結びつかない高齢者が各種の支援を必要とすれば、自己負担額が大変だとよく聞く。何とかならないか？							○		介護保険の要介護認定で非該当とされた方のために、介護保険を補完する各種サービスがございます。利用料につきましては介護の保険サービス利用料とほぼ同程度となっております。詳しく相談できる窓口として市内21ヶ所に在宅介護支援センターがあります。相談は無料ですのでお気軽にお電話ください。	福祉保健部 高齢福祉課
16	3	地域の中の一人暮らししている老人の方々に介護認定で「自立」となっている方々はデイサービスにも行けず生活の質という点で問題がある。							○		介護保険の要介護認定で「非該当」であっても、概ね65歳以上で日中ひとり暮らしの状態などで援助を必要としているかたには、介護保険制度を補完するサービスとして、高齢者生きがい活動支援通所事業（デイサービス）を利用できることをお知らせします。	福祉保健部 高齢福祉課
17	3	老人の1人～2人暮らしの方々にゴミ出しや買い物（特に冬）、その他にスムーズに動けなくなっている家庭があります。私達が気付いた時は手助けしてやりますが・・・。こういう場合はどこへお願いしたら良いのでしょうか？	○								一人暮らし高齢者等の方がご利用できるサービスとして、要介護認定の有無にかかわらず、高齢者軽度生活援助事業（援助員派遣）があります。援助員はゴミ出しや外出の付き添い、食材の買い物、寝具類の日干し、庭の清掃、草取り、窓ふき、家具の簡単な修理など必要な方に家事のお手伝いをします。しかし、高齢者が在宅において安全で自立した生活を継続するためには、地域の方の協力が不可欠と考えておりますので、今後とも地域の支え合いについてもお願いいたします。	福祉保健部 高齢福祉課
18	3	雪かきなど高齢者の「軽度生活援助事業」をお願いすることがある。しかし、申し込んでからすぐ利用できるわけではなくて、過去に、2～3週間かかったこともあった。高齢者の方々は「いまの生活」に必要で、緊急に利用したいのに、手続きに時間がかかってしまう。介護のサービスについても同様の状況になっている。対応をもう少し検討して頂きたいと思っている。							○		「高齢者軽度生活援助事業」の利用については、申し込みから利用決定となるまで2週間程の時間をみてもらっておりますが、特に冬期間の雪よせなどが集中するものについては出来るだけ早い対応を心掛け、今後も努力して参ります。	福祉保健部 高齢福祉課
19	3	各地区の高齢者を市で把握していると思うが、福祉の立場でどのような措置をしているかが心配である。							○		各地区における高齢者の把握につきましては、寝たきりや一人暮らしなどの状況について民生委員を通じて調査し、除雪や保健所による訪問指導、消防署による防災活動等に役立てております。なお、平成12年の社会福祉基礎構造改革によって、福祉サービスは行政による措置制度から利用者が選択・利用する制度に変わりました。ご心配なことがありましたら、お気軽に高齢福祉課か、またはお近くの介護支援センターにご相談ください。	福祉保健部 高齢福祉課

20	3	地区の空き家等を利用してボランティアで、高齢者（一人暮らし）への食事サービスを出来ないか？	○						高齢者へ食事を提供する事業として、配食サービスがありますが、現在、業者数の不足などの問題を抱えています。地域の方々のボランティアによる活動も大変有意義でありますので、事業を始める場合は、事前に高齢福祉課および保健所衛生検査課にご相談ください。	福祉保健部 高齢福祉課
21	3	老人いこいの家みたいな施設ができないものか？						○	高齢者のいこいの場としては、全市的な利用を考慮し、市内3か所に「老人いこいの家」を設置しておりますが、現在のところ増設の計画はございません。なお、身近なところでの高齢者が集まって交流できる場として、各地区のコミュニティセンター内に「いこいスペース」を確保しておりますので、お気軽にご利用ください。	福祉保健部 高齢福祉課
22	3	老人いこいの家は、これから増やす予定はないとのこと。コミセンに70～80万円かけて高齢者専用のスペースを作るとのことだが、利用者はほとんどいない。コミセンにはお金を出しているのに、老人いこいの家はつづらないというのはどうなのか。						○	コミュニティセンター内の「いこいスペース」は、既存の施設を利用して高齢者のための専用スペースを設けるための事業であり、15年度で終了いたします。また、補助も専用スペース設置の際のみ行うものであり、「新規建設」よりも事業規模が小さいものであることをご理解いただきたいと思います。	福祉保健部 高齢福祉課
23	3	介護保険の金額はどのようにして決めているのか？						○	介護保険は加入者全員が保険料を負担し合い、介護が必要となった人たちにサービスを提供する仕組みとなっており、その費用は、約半分が国・県・市の公費で、残り半分が被保険者の保険料で負担されることとなっています。そのため、介護保険料はサービスの量などに応じて3年ごとに見直すこととなっています。各人の介護保険料については、65歳以上の場合、本人・世帯の所得に応じて以下の5段階に分かれております。 <ul style="list-style-type: none"> ・第1段階 市民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者および生活保護受給者 ・第2段階 世帯全員が市民税非課税の世帯員 ・第3段階 市民税課税者がいる世帯の市民税非課税者 ・第4段階 市民税課税者（合計所得が200万円未満） ・第5段階 市民税課税者（合計所得が200万円以上） 	福祉保健部 介護保険課

24	3	介護保険料が年金暮らしなので結構高いが何を基準に計算しているのか？という声が多く聞かれる。				○			65歳以上の方の介護保険料額は、前年の本人及び世帯の市民税課税状況や合計所得金額に応じて、以下の5つの所得段階に区別し算定しております。例えば、年金収入のみの方で、世帯全員が市民税非課税であれば第2所得段階に該当し、基準額の0.75倍の保険料がかかることとなります。	福祉保健部 介護保険課
25	3	介護保険料は高いがこれは年々高額になるような気がするが出来るだけ負担を少なくなるように抑えてほしい。年金生活者は大変です。				○	○		65歳以上の方の介護保険料は、秋田市が介護保険で給付するサービスにかかる費用のおよそ18%とされています。したがって、今の制度では介護を必要とする高齢者が増え、サービス利用が増えると保険料が上がってしまいます。このため介護を必要としない元気な高齢者を増やすこと、自立を基本とした節度あるサービスの利用が保険料を上げないためには必要だと考えています。	福祉保健部 介護保険課
26	3	年々介護保険の引かれる額が大きくて年金生活で暮らすのは困難です。いつまで続くのでしょうか？				○			介護保険料は40歳以上65歳未満の医療保険加入者または65歳以上のかたであれば加入者（被保険者）となる強制加入の公的保険であり、保険料は一生渡かかるものとなっております。ただし、介護保険料を負担することで生活保護が必要となるかたであれば、本来の保険料よりも低い保険料が適用となります。	福祉保健部 介護保険課
27	3	介護保険料は、高所得者が多く、低所得者は少なくと、差をつけるべきだ。				○			介護保険料は、所得段階別に原則として5段階設定となっております。被保険者の所得が低い場合には、低くなる仕組みとなっております。	福祉保健部 介護保険課

28	3	介護保険料が高い。保険を使わないのに保険料を払っていることに不満がある。				○			65歳以上のかたの介護保険料は、秋田市が介護保険で給付するサービスにかかる費用のおよそ18%とされています。現在の介護保険料は平成15年度から平成17年度にかかると見込まれる介護保険事業費から算出されており、現在の保険料でなければ平成17年度まで十分なサービスを提供できないおそれがあります。また、サービスを利用しないかたについては、介護保険制度が加入者全員が保険料を負担し合い、互いに支え合うことによって成り立っている制度である、ということをご理解いただきたいと思います。	福祉保健部 介護保険課
29	3	介護保険が始まる前に、1ヶ月3,000円前後、年金から引かれるという説明を受けた。しかし実際はそれより高い。どうなっているのか？ それに介護保険はサービスを使わないと損をするのではないのか？				○			介護保険料はサービスの量などに応じて3年ごとに見直すこととなっており、現在の介護保険料は、平成15年度から平成17年度までのサービス利用量を見込んだ金額が適用されています。 介護保険制度は、加入者全員が保険料を負担し合い、互いに支え合うことによって成り立っている制度でありますので、サービスの利用が増えるほど介護保険料は上がってしまうということをご理解いただきたいと思います。	福祉保健部 介護保険課
30	3	介護保険料の使い道と未納者が多くいるといわれています。その対策はどうしているのでしょうか？				○			介護保険の財政は、公費で50%、保険料50%で賄われております。(保険料のうち65歳以上の保険料は約18%) 介護に係る給付は、この財源をもとに各種サービスを提供しております。未納者対策としては、督促状のほか電話による催告、訪問等に対応しているところです。	福祉保健部 介護保険課
31	3	介護保険料の用途が上手に使われているか心配。				○			安定した保険給付を図るのが責務と考えております。適正な保険給付と財源確保により、利用者が安心してサービスができるよう健全な事業運営に努めております。	福祉保健部 介護保険課
32	3	介護保険料を掛けているのですが、もし家族を介護する場合は介護費用はどうしてくれるのかな？				○			介護保険料を納めていただいている方であれば、その本人が実際に介護保険のサービスを利用する際、要介護度により限度額はありますが、かかった費用の1割だけを自己負担していただければよいこととなります。ただし、施設入所の場合は食費等の利用者負担もあります。また、要介護4か5の家族を在宅で介護している方に対しては、在宅介護の支援を図るため、市民税の課税状況等により、介護用品や商品券を支給しています。	福祉保健部 介護保険課

33	3	介護保険制度について、在宅サービス、施設サービスの予算は、どのようになっているか。これからの予算はどうなっていくのか。						○	15年度予算での割合は、在宅サービス約51億円(36%)、施設サービスが約91億円(64%)となっております。介護度1や要支援等、比較的に要介護度が低い方の割合が伸びているため、在宅サービスの費用の割合も増えていくと予想されます。	福祉保健部 介護保険課	
34	3	介護保険の内訳について。大森町では給付上限の30%しか使っていないと聞いたが秋田市はどのくらいか？						○	介護保険の居宅サービスでは、要介護度ごとに1割負担で利用できる支給限度額が決まっており、支給限度額に対してどのくらい利用しているかをあらわしたものを対支給限度額比率といいます。本市の対支給限度額比率は、平成15年3月現在、平均38.9%となっております。	福祉保健部 介護保険課	
35	3	要支援でも月61,500円かかるようですが、市としては大きな負担だと思う。算出の根拠はあると思うが、①減額する②福祉に頼る以外の方法はないのか(扶養者は自助努力を果たしているのか)等について、検討してほしい。						○	○	介護保険では、在宅サービスについて、要介護度に応じて利用できるサービスの限度額が設定されています。この限度額は1か月ごとの金額で設定されており、利用した額の1割が自己負担となっております。(限度額は国で定めたもので、市町村ごとに決定しているものではありません) 介護を必要としない方を増やすこと、介護が必要となっても節度あるサービスの利用が必要と考えています。	福祉保健部 介護保険課
36	3	在宅で介護している世帯への補助について、いろいろと確認したい。						○	在宅で介護する方の経済的、精神的負担等を軽減するため、次の事業を実施しております。 1. 家族介護用品支給事業(在宅で重度要介護者を介護している家族に対し、月額5,000円以内の介護用品を支給) 2. 家族介護慰労事業(在宅で重度要介護者を介護している世帯で、1年間介護サービスの利用がない場合、年間10万円を支給) 3. 在宅介護サポート事業(在宅で重度要介護者を介護している家族をサポートするため、月額3,000円相当の秋田市共通商品券を贈呈)	福祉保健部 介護保険課	
37	3	寝たきり老人がいる世帯でヘルパーに任せきりの家族に対し、家族にもオムツ交換の指導や便利な補助具の情報等、もっと勧めてみて良いのではないかと？	○						○	介護サービスを利用している方と思いますが、補助具等については、ご利用されているサービス事業者のケアマネージャーに相談してみてもいかがでしょうか。介護保険のサービスメニューの中に福祉用具の購入やレンタルが用意されています。また、介護方法の指導は、県長寿社会振興財団で講座を行っているほか、保健所(保健予防課)で、地域から要望等があれば在宅で介護している家族の方を対象に、健康教育等を行っております。	福祉保健部 介護保険課

3. 高齢者・介護

38	3	長年在宅で家族介護をしている人に表彰制度を。								介護保険では、在宅で重度要介護者を介護している世帯で、1年間介護サービスの利用がない場合、家族介護慰労金として年額10万円を支給しておりますが、表彰制度については現時点では考えておりません。	福祉保健部 介護保険課
39	3	家がバリアフリーではないので怪我が心配である。	○							介護保険において、要介護または要支援の認定を受けている方が、居宅内に手摺りを取り付けたり、床や通路の段差を改修するなど対象となる工事を行った場合、20万円までの工事であれば、改修費の9割相当額(18万円が限度)を支給いたします。	福祉保健部 介護保険課
40	3	介護保険で改築するとき、時間がかかり過ぎます。	○							介護保険における住宅改修につきましては、施工業者は指定しておりませんので、お急ぎの場合は、早く工事してもらえる業者を選んでいただければいいのではないかと思います。 また、住宅改修費の支給につきましては、いったん施工業者に全額自費でお支払いいただいた後で、申請に基づいて市から本人に振り込む「償還払い」という方式になっておりますので、工事終了後1～2ヶ月してから本人の口座に振り込まれることとなります。	福祉保健部 介護保険課
41	3	介護保険で、死亡後に葬祭費が支給されないのはなぜか？								葬祭費については、国民健康保険等の健康保険で支給しており、介護保険は介護を必要となった時に、介護者に必要な介護サービスを提供する制度となっております。	福祉保健部 介護保険課
42	3	家族の都合で、どうしても一定期間介護できない時はどうしたらよいか。医者に相談したら、今、施設は満員で順番待ちとの返事。大いに悩みます	○							介護保険のサービスに短期入所介護(ショートステイ)というものがあります。このサービスは日常在宅で介護されている方がなんらかの理由で介護できない場合、要介護者を短期的に施設に宿泊させて介護を行うものです。在宅サービスに該当しますので、サービスを利用する場合は、ケアマネジャーにご相談ください。	福祉保健部 介護保険課

43	3	親の介護(今は親も私達も元気ですが)将来不安です。時に私達介護する立場が病気などになったら・・・とかいろいろ考えます。	○						要介護認定申請をして要介護の認定を受けることによって、ホームヘルパーの派遣や、介護疲れのときの短期入所などが利用できます。また、要介護認定で非該当であっても介護保険制度を補完する各種高齢者福祉サービスを利用することができます。詳しく相談できる窓口として市内21ヶ所に在宅介護支援センターがあります。相談は無料ですのでお気軽にお電話ください。	福祉保健部 高齢福祉課
44	3	ショートステイが緊急時に利用できないのでは困る。何ヶ月も前から予約というのはおかしい。					○		ショートステイについては、サービス事業所の新たな参入と利用定員を増やすことなどが必要と考えております。平成16年度は、ショートステイ床として30床(添川地区)を整備する予定としております。	福祉保健部 介護保険課
45	3	在宅サービスに6段階あるが、サービス基準の度合いが紛らわしい。もっと適切な表現があるのでは？					○		在宅サービスは、介護申請により認定された「要介護度」で要支援、要介護度1から要介護度5の6段階とされています。決定された要介護度によって、利用できるサービスの支給限度額が設定されることになっていますのでご理解願います。	福祉保健部 介護保険課
46	3	介護の認定で大きな差があるようです。内科の先生に認定してもらっても目の悪い方は不明に思う点もあると思います。何か良い方法はありますか？	○						要介護認定は、主治医が書く意見書と市職員が行う訪問調査の二つの資料を使い、5人の専門家で構成する審査会で行うもので、医師が認定するものではありません。訪問調査の時に目が悪く、生活に支障があればお話し下さい。また、内科のほかに眼科も受診されているのであれば、その旨を内科の先生にお話しし、眼科からの情報提供をもらい意見書にその内容を書いてもらうことも可能です。	福祉保健部 介護保険課
47	3	高齢者ひとりぐらしの場合、要介護度が要支援になってしまいますのでその辺のことをもう少しゆるめてほしい。					○		要介護認定は、主治医が書く意見書と市職員が行う訪問調査の二つの資料を使い、5人の専門家で構成する審査会で行っております。統一の基準のもとで認定しますので、ひとりぐらしかどうかでは審査・判定判断はしていません。	福祉保健部 介護保険課

48	3	<p>在宅サービスについて。 自分の義母(92歳)要介護2だが、昨年からおかしな行動をとるようになり精神科の先生にお世話になる機会が多くなってきた。 今月の初めにベットから落ちて隣接の医者に相談したところ、介護度数は3以上になっていると言われた。 1ヶ月に1回ケアマネジャーが訪れ様子を伺って家内にアドバイスはしているが、家内の見方は年1回秋田市職員が訪れ審査することだとしているようだがケアマネジャーが秋田市に対してどのように義母の様子を報告しているかわからない。町内の方々もたびたび訪れ1日も早く秋田市職員に来てもらったらと言っているが、ケアマネジャーのこともあるので我慢している状態だ。要望としては程度が高い人に対しては秋田市職員も年2、3回程度訪れ励まし対応などアドバイスも必要。ケアマネジャーと秋田市との連携プレーがもっとも重要。</p>	○						<p>要介護認定のための市職員による調査は、認定有効期間により、3カ月～1年に1回です。ご理解ください。しかし、状態が悪くなった場合は、区分変更申請ができ、再度、調査にお伺いし、現在の適正な認定をします。ケアマネジャーと相談してください。また、連携プレーについては、本人、家族とケアマネジャーの関係がよりよくいくよう、ケアマネジャーの質の向上を図るための研修を充実する必要があると考えます。</p>	福祉保健部 介護保険課
49	3	<p>80歳代の両親と生活しております。両親に介護度の認定を受けさせたいのですが、本人たちがその気持ちを持っていないようです。説得させる方法を知りたい。</p>	○						<p>要介護認定申請は、本人の意思に基づき行われるものであり、基本的には本人の意思に反して申請することはできません。しかし、介助のための家族の負担、本人の状況を考慮し、外部からの介助の必要性を十分に話し合っていくことが大切と思われます。その際、住宅改修や福祉用具の利用などのメニューのお知らせであれば、ご両親の心理的な抵抗も少ないかもしれません。</p>	福祉保健部 介護保険課
50	3	<p>基本的には、行政や施設がお世話や面倒を見るのではなく、その家族が面倒を見る社会が当たり前に来てほしいと思う。そのためには、75歳以上または介護が必要な家族を見ている人には税制面で、特別老人扶養控除などの大幅な減額が必要だと思う。</p>						○	<p>介護保険は、社会全体での支え合いの考えに立って、保険料を負担し合い誰かが介護が必要になった際にサービスを提供する仕組みになっております。扶養控除については、税制のことであり介護保険以外にも含め、制度全般にわたり議論が必要と思われます。</p>	福祉保健部 介護保険課
51	3	<p>介護保険の7割が施設及び施設入居者に使われ在宅介護には3割程度と聞いている。施設で恩恵を受けている人が4割で6割の人が在宅介護と聞く。在宅介護している人に対して介護保険料を取らないとか減税措置を考えるとかなりこのアンバランスを考えてほしい。施設が儲けることのないように監査機構を設けること。</p>						○	<p>介護保険制度は法施行後5年を目処に全般に関して検討され、その結果にもとづき必要な見直しが行われます。ご指摘のありました居宅サービス、施設サービスに要する費用のバランスも重要な項目として、社会保障審議会の介護保険部会において検討されています。また、社会福祉法の中で、社会福祉事業の経営者はその提供するサービスの質の向上に努めなければならないこととなりました。利用者の立場に立った良質かつ適切な福祉サービスを提供できるように、サービスの質の向上をはかるための取り組みについても指導監査を行い、適正な施設運営の確保に努めていただきたいと考えております。</p>	福祉保健部 介護保険課

3. 高齢者・介護

52	3	家事、介護、看護を同時に必要な高齢者が多い。同一処遇方針で行えば、より効率・効果的なサービス提供ができると思う	○						家事、介護、看護は、共に介護保険サービスの中に含まれており、本人、家族とケアマネージャーがよく話し合っ、効果的なプランを組むことが可能です。	福祉保健部 介護保険課
53	3	介護について、家事や看護など別々の事業者をお願いしなければいけない。統一した処遇でできないものか。	○						介護保険事業者はそれぞれの職種に応じて、個々に事業者指定されておりますが、現在ご利用のケアマネージャーと相談していただければ、各種サービスの連絡調整をすべて行ってくれます。	福祉保健部 介護保険課
54	3	先の事を考えて介護の申し込みをしておく、何かあった時にベットやら介護やら優先的に借りられて割安になる方法があるとか…。それはどのようなものでどのような手続きを取ればいいのか教えてください。	○						介護保険は、介護が必要になった時、様々なサービスが一部の自己負担で利用できる制度で、サービスの中には介護用ベット(福祉用具)の貸与もあります。介護保険のサービスを受けるには、市の介護認定を受ける必要があります。これは、介護が必要になった時に申請するもので、「先を考えると」申請する必要はありません。手続きは非常に簡単なものですので、お気軽にご相談ください。	福祉保健部 介護保険課
55	3	寝たきり老人及びそれに近い人に対する介護・少子化及び就職する場所が遠くなってきているため介護する人がいなくなってきている。各家庭に任せるのではなく公共の問題として制度化しケアしていくように考えてもらいたい。				○			今後、ますます少子高齢化が進むことが予想されることなどから、介護を公共の問題として捉え、平成12年度から介護保険制度が施行されております。介護保険制度は、高齢者ができる限り自宅で自立した日常生活を営めるように、各種介護サービスが提供されるものであり、社会全体で制度を支えています。	福祉保健部 介護保険課
56	3	地域内に老人施設がほしい。						○	秋田市ではすでに介護保険施設については国で定めた整備量を上回っていることから、全市的に新たに整備することはできませんのでご理解ください。	福祉保健部 高齢福祉課
57	3	秋田市は福祉施設を当分造らないという話だが、今から施設を造って安心しておきたい。しかし、施設を造れば、負担が跳ね上がるという。ならば、小学校の空き教室を利用できないか。						○	特別養護老人ホーム等の介護保険施設については国で定めた基準を上回って整備されており、現在のところ新たに整備することができませんのでご理解をお願いいたします。なお、現在小中学校では少人数学級化を進めており、空き教室が無い状況となっております。	福祉保健部 高齢福祉課

58	3	老人施設の不足に対する不安。 特別養護老人ホームなど入院を申し込んでも、順番待ちだとう。 待たなくても良いように充実できないものでしょうか？							国において特別養護老人ホームの入所基準が改正され、入所の必要性が高いと認められる申込者を優先的に入所させるよう改められました。本年2月に、秋田県老人福祉施設協議会と秋田県が共同で作成した特別養護老人ホーム入所ガイドラインが示されたところであり、この運用に当たって秋田市老人福祉施設連絡協議会と秋田市は協議をし、これまで、申込み順となっていた入所順位方法を見直し、介護の必要性の高い方を優先的に入所させることにしております。 各施設では本年6月より順次申込みの受付がされております。	福祉保健部 高齢福祉課
59	3	80歳位の高齢者夫婦の場合は早々に施設を利用させてほしい。							特別養護老人ホーム等の入所申込者解消のため、秋田市老人福祉施設連絡協議会では入所ガイドラインを見直し、平成15年6月から、申し込み順ではなく、介護度が高い方から入所できるよう改正しております。なお、特別養護老人ホーム等の介護保険施設については国で定めた標準を上回って整備されており、新たに整備する計画はございませんが、現在市内には民間で建設・運営している有料老人ホームがありますのでこれについてもご検討ください。	福祉保健部 高齢福祉課
60	3	介護度5で全介助の家族のことについてですが、昨年5月から老陰の方にお世話になっております。3ヶ月ごとの診査で最近では在宅か他施設への転出を言われているのですが、春に国の方でガイドラインの見直しで再調査があって、特養へ問い合わせたところ空室状況が日々変わるので全然見当が付かないとの返答で戸惑ってしまいました。今までは入所できるまでの順番が少しでもわかったのですが、どうすれば良いでしょうか？	○						特別養護老人ホームへの入所では、これまでは申し込み順となっていました。入所の必要性の高い順に改められました。このため春先に改めて、申込みをされたと思います。その際、本人の状況や介護する家族の状況などの調査票をケアマネジャーを通して施設に提出しているはずですが、この調査票によって、入所の必要性が点数化されていますので、申込みをした施設にその方の点数とだいたいの順位を聞いてみることはできると思います。	福祉保健部 介護保険課
61	3	医療が必要で、要介護3～5で入院待ちをしている場合の順番はどうなるか。ショートステイは長期間使えない。施設の入所待ちは、要介護2でも大変な人がいる。	○						申込者の介護度、家庭状況等を考慮し、入所が必要な方を優先的に入所できるのは、介護保険施設のうち、特別養護老人ホームのみです。ほかの老人保健施設や療養型医療施設は医学的管理のもとに介護や機能訓練等を行う施設であることから、これらの施設では、入所又は入院してサービスを受ける必要性が高いと認められる方を優先することとされています。	福祉保健部 介護保険課
62	3	特別養護老人ホームに入所していた人が、病院に入退した後、施設に戻れなくなった。入院の期間は一週間だった。元の施設に戻れるようにしてほしい。	○						特別養護老人ホームの入所者が、病院等へ入院が必要となった場合、3月以内に退院することが明らかにわかるときは、退院後再び当該施設に入所することができるようにしなければならぬことになっています。 再度、施設に確認して下さい。苦情の申し立てを行うこともできます。	福祉保健部 介護保険課

3. 高齢者・介護

63	3	年齢を重ねる毎に心配になってくることは、地区に支援拠点がないこと。(窓口なるものを作ってほしい。)				○			虚弱、寝たきり、痴呆など的高齢者や、そのお世話している家族の方が在宅介護についての疑問や、介護サービスを含む各種の公的な保険・福祉サービスを利用するための手続きの代行等の相談を受け付ける窓口として、在宅介護支援センターがございます。現在市内に21箇所あり、専門の相談員・看護師がおります。相談は無料ですのでお気軽にお電話ください。	福祉保健部 高齢福祉課
64	3	高齢化は深刻な問題です。元気で年を重ねて幸せで終わりたいものです。私の心配は一人になった時の過ごし方です。年金を納めた金で老人同士が仲良く生活できるホームを是非建ててほしい。また、住んでいる家を利用したシステム等、何か良いプランを考えてほしいです。一人と一人で二人、老人が5～6人で生活できる小さなホーム、ステキです。				○			介護保険制度は3年に1度見直しされることになっています。現在国においては、次の見直し期で小規模型の施設づくりが検討されています。ご提案のような施設になるかどうかは未定ですが、詳細が決定次第、広報などを通じてお知らせしたいと考えております。	福祉保健部 高齢福祉課
65	3	介護保険が始まって施設まかせになってから、色々不都合が起こっている。市の指導監督が不十分なのではないか。	○			○			介護保険制度が始まり、これまでの行政が行う措置制度から利用者が選択する利用制度に移したことに伴い、社会福祉法の中で、社会福祉事業の経営者は、その提供するサービスの質の向上に努めなければならないこととなりました。利用者の立場に立った良質かつ適切な福祉サービスを提供できるようにサービスの質の向上をはかるための取り組みについても指導監督を行い、適正な施設運営の確保に努めていただきたいと思います。	福祉保健部 福祉総務課
66	3	介護保険の不公平さは直らない。					○		今後、ますます少子高齢化が進むことが予想されることなどから、介護を公共の問題として捉え、介護保険制度が施行されました。介護保険は、国民共通の問題を社会全体で解決していくしくみであることから、介護が必要な状態になった場合にサービスを受けられるとともに、共同連帯の理念に基づき、国民は費用を公平に負担する義務を負っているものです。なお、平成12年度に施行された介護保険制度は、これまでの状況をふまえ、法施行後5年を目途に制度全般について見直しが行われることになっています。	福祉保健部 介護保険課
67	3	地域には老人施設や障害者施設がありますが、入所者の人が外出中にアクシデント(現実にあった話ですが、電動車椅子から落ちて困っていたとか、老人が行方不明になったとか)にあった場合、連絡できるように入所施設を示す物など携帯していれば良いのだと思います。ですが、個人情報ですのでプライバシーの問題も何か良い方法はないでしょうか？				○			このような問題はそのケースによって対処しなければならず、施設と連携しながら柔軟に対応していきたいと考えております。	福祉保健部 高齢福祉課

68	3	子供達と別に住んでいるので老いてからのことが少なからず不安だ。	○						在宅介護支援センターが現在市内に21カ所あり、相談は無料ですのでお気軽にお電話ください。	福祉保健部 高齢福祉課
69	3	妻の病気について。 病院には行っておりますが、週に4、5回朝に腹痛を起こします。ひどい時はタクシーで医者に行きます。点滴をしてもらっていますが、タクシー代などの費用を補助してもらえないでしょうか？	○						介護保険では、居宅サービス計画上の位置づけがあることを前提に、要介護度1以上の者に対し、通院等のために乗車・降車の介助を行った場合に介護タクシーを利用できます。 まず、介護保険の認定をうけ、ケアマネジャーに相談して下さい。	福祉保健部 介護保険課
70	3	介護タクシーの推進を。				○			介護保険では、居宅サービス計画上の位置づけがあることを前提に、要介護度1以上の方は、通院等のために乗車・降車の介助を行った場合に介護タクシーを利用できます。これは、タクシーを利用して病院等に行く場合、ヘルパーの資格を持っているタクシー運転手が介助するというものです。利用料は介助分が1回1,000円の1割負担の100円、移送代は全額自己負担となります。	福祉保健部 介護保険課
71	3	高齢者交通手段の問題で今閑古鳥が鳴いているといわれるタクシーの上手な利用方法は考えられないものだろうか。				○			介護保険の訪問介護において、いわゆる「介護タクシー」という利用形態があります。これは、要介護の認定を受けている方で1人では車に乗り降りできないような人が、タクシーを利用して病院等に行く場合、ヘルパーの資格を持っているタクシー運転手が介助するというものです。	福祉保健部 介護保険課

72	3	介護車の認定基準に対する質問。 実家の両親(核家族)は父が弱視で身体障害者で要介護3、母は要支援の認定を受けているが、父が胃ガンの全摘手術を受けた後は母が介護している状態である。タクシーの補助券(?)も目一杯使い切り、通院のため私の車を使用するのを認めてほしいと申請したが、条件が合わず認められなかった。もっと実状に合った対応はないのか? 目に関しては介護車は認められないとか、二人とも身障者でなければ認められないとかいかなものか?							○	<p>通院時の補助については、下記の3つのサービスがございますので、ご確認ください。</p> <p>○介護保険の通院補助 介護保険の要介護認定がお済みの場合、通院時のタクシー利用についてもサービスを受けることが可能です。 詳細は、介護保険の担当ケアマネージャーもしくは介護保険課までご相談下さい。</p> <p>○身体障害者向けタクシー関連 身体障害者手帳をお持ちの方は、タクシー利用時に手帳を提示することで、料金が1割引になります。 また、内部障害1級/下肢、体幹、視覚障害の1～3級をお持ちの方は、通院時580円引きの券を月4枚年間48枚を上限に交付しています。但し、この券は介護保険の自己負担分にはご利用頂けませんのでご注意ください。</p> <p>○自動車税等の減免 障害者名義の自動車の場合、1台に限り取得税、自動車税等が減免になる場合があります。 対象になるかどうかは、障害部位や等級、本人と運転者の生計同一や常時介護の実情によって異なりますので、秋田県税事務所(TEL:860-3331)か障害福祉課(866-2093)まで、お問い合わせ下さい。</p>	福祉保健部 障害福祉課
73	3	痴呆の人を介護している家族の方から相談を受けているが、解決方法がない。							○	<p>痴呆を含む介護等の問題について相談できる窓口として在宅介護支援センターあります。相談は無料ですのでお気軽にお電話ください。また、痴呆に関しては市立秋田総合病院内に老人性痴呆疾患センターを設け、痴呆の診断や治療方針の選定、痴呆に関する相談を受け付けております。</p>	福祉保健部 高齢福祉課
74	3	最近義母の介護ということが家族で問題となっています。痴呆があるので、施設もいろいろ考えなければいけません。グループホームがあるのは知っておりますが、ショートステイ、デイサービスは行っていないのが現状のようです。金銭的な面も含めて介護は大変なので、是非入所のみでなくこのようなサービスも考えていただければと思います。							○	<p>現在、国では、痴呆性高齢者ケアのあり方についての調査研究の中で、在宅から通所、一時宿泊、グループホーム入居に至るなじみのある環境の連続性を考慮したケアのあり方を検討しています。</p>	福祉保健部 介護保険課
75	3	最近では痴呆の人も地域に増えている。ノーマライゼーションの観点からどの人も同じ程度で生活させるべきという考えがあるが、素人ではその対応・扱い方が分からない。どこまで地域でサポートすべきなのか。また、地域で対応するとして、講習会等の開催はあるのか。							○	<p>痴呆のかた一人一人が別々の個性を持っておりますので画一的な対応はできませんが、近年注目を集めている痴呆性高齢者グループホームでは、痴呆の方が地域の一員として再び暮らすことにより、その失われかけた能力が再び引き出されたことが多々あります。なお、講習会等の開催は、現在予定しておりません。</p>	福祉保健部 高齢福祉課

76	3	一人暮らし高齢者多くなって来て居りますが、自宅で亡くなるのが本望だと言って居られる方が居る。そのような方の見守りが大変なので、80歳以上の高齢者全員に緊急通報システム付けていただきたいと思います。	○						緊急通報システムは一人暮らし高齢者等で、急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応が必要と認められる方に貸与しております。このシステムを利用されている方には、「お元気コール」により週1回、安否の確認を行っています。高齢者が在宅において安全で自立した生活を継続するためには、地域の方の協力も不可欠と考えておりますので、声かけや見守りなどによる地域の支え合いについてもお願いいたします。	福祉保健部 高齢福祉課
77	3	町内にはかなりの人数の高齢者がいますが、「老人」とか「高齢者」という言葉が嫌なのか、老人クラブに入会しようという方が減少してきて困っているのが現状です。					○		高齢者のライフスタイルの変化に伴い、老人クラブについては、若年会員の加入が全国的に伸び悩んでいる一方で、高齢者の多くが社会的な活動に参加したいという意欲を持っております。各地区の老人クラブでは、仲間作りを通して生きがいと健康作り、生活を豊かにする活動を行うとともに、その知識と経験を生かし地域の諸団体と共同で地域を豊かにする社会活動に取り組んでおります。なお、老人クラブの名称につきましては、届出の際は必ずしも「老人」という名称が付かなくてもよいこととするなど柔軟に対応しております。	福祉保健部 高齢福祉課
78	3	高齢者を「老人」とか「お年寄り」と呼ぶことに嫌な感じがする。高齢者と呼ぶようにしたら良いと思う。					○		高齢者に対する呼び方については老人福祉法上「老人」とされております。しかしながら時代の変遷により「老人」という呼び名について色々な意見があることは承知しております。秋田市では通常「高齢者」という表現にしているほか、老人クラブの名称についても、届出の際必ずしも「老人」という名称が付かなくてもよいこととするなど柔軟に対応しております。	福祉保健部 高齢福祉課
79	3	高齢者の概念が若くないか？					○		高齢者は65歳以上であるとしているのは、国際連合の定義であり、世界共通のルールですのでご理解下さい。	福祉保健部 福祉総務課
80	3	高齢者の概念についての話がでていたが、それは1956年の国連決議だ。65歳でもまだまだできる。社会的に、若い人の役に立ちたい、お返しできるものがあるはずだ。高齢者の位置づけを考えてもらいたい。					○	○	高齢者が長年培ってきた知識や経験を活かし、生きがいをもって地域に貢献できることが、これからの長寿社会にとって大切なことだと考えております。	福祉保健部 福祉総務課

81	3	高齢者向けの表現にあまりにも横文字が多いので理解に苦しむ。(日本語での表現ができないか?)					○		なるべくわかりやすい表現を心がけ、カタカナ語を使う場合には、かっこ書きで日本語を併記するように心がけます。日本語のみにしてほしいというご意見も多く寄せられていますが、制度としてカタカナ語になっているものもありますのでご理解下さい。	福祉保健部 福祉総務課
82	3	高齢者の制度について、若い人たちが考えているが、本当に切実なところを分からないかもしれない。高齢者側の意見を聞き取りするようにしてほしい。					○		社会福祉に対する考え方の変化に伴い、介護保険制度が導入されるなど、高齢者の福祉制度も大きく変わってきております。制度の変化に戸惑いを感じたり、様々な制度の理解が十分でないことから、不安を感じている方も少なくありません。そのためにも、今回のワークショップでは自由な雰囲気の中で、日頃から感じている心配事や生活課題を皆さんと話し合い、これからの福祉はどうあるべきかを考えていく手だてとするものです。	福祉保健部 高齢福祉課
83	3	高齢者のひきこもり防止についてですが、完全なひきこもりではなく予備軍が多くなってきていると思う。デイサービスに行って手を挙げたり玉転がしとかするのは自分には合わないと思う人も多く、もっと身近に集まれる場所があれば良いと思う。遠くまで行けないし、地域センターのサークルはちょっと難しいと思うのだが…。 町内単位の公民館など手軽に行けて、簡単な作業・習い事・話し合いの場を持てれば…と、最近の高齢者を見ていてそう思う。	○						引きこもり防止のためには、身近な地域での仲間作りを行う老人クラブ活動があるほか、町内公民館に話し合いの場を設ける活動を行う町内会も一部あります。また、飯島地区全体では地区コミセンのサークル活動のほか、老人いきいきサロンもありますので、状況に応じて使い分けて積極的に参加いただきたいと思います。	福祉保健部 高齢福祉課
84	3	今は自分の年金で親の介護をしていますが、10年後は自分も介護される立場になる。子供たちが見てくれるでしょうか？ 近所の人達と話し合うことがだんだんなくなってきて、これから寂しくなるばかりです。					○		高齢になることや将来への不安は、いつかは家族や自分が向き合うことになるもので、決して「他人事」ではなく、「身内事」でもあり「自分事」でもあります。その解決のためには、行政のサービスの充実はもちろんのこと、家族の理解や協力も不可欠です。それにプラスして、地域に暮らす人たちが、地域に暮らす仲間として、支え合い・助け合っていくことができれば、幸せな地域社会をつくりあげていくことができると考えております。	福祉保健部 高齢福祉課
85	3	高齢者にバスの割引券等の買い方や証明などに必要な物などを教えてください。使用範囲等も。	○						高齢者バス優遇資格者証明書についてですが、本庁、両支所において、印鑑とご本人と証明できる健康保険証等をご持参頂いたうえで、発行いたします。代理人の方の申請もできますので、その際には、委任状と受任された方の印鑑をご持参ください。また、3日ほど時間がかかりますが、各地域センターでも受け付けておりますので、ご利用ください。 バス券の購入の際には、証明書を提示していただくことが必要となります。証明書・購入したバス券についてはご本人のみが使用できます。	福祉保健部 高齢福祉課

3. 高齢者・介護

86	3	針・灸、マッサージ受療券などの手続きの場合、市役所、支所までの交通手段がなく不便です。コミセンでできるように願いたい。				-	-	-	はり・きゅう・マッサージ受療券の交付については、交付条件であります被保険者の資格の有無、国保税の納付状況、受療券の交付実績などオンライン端末で確認する必要があります。現在、地域センター、コミュニティセンターではオンライン端末を設置しておらず、また、現時点で設置する予定がないことから、交付を行うことは困難であります。	市民生活部 国保年金課
87	3	最近、「長幼序あり」が失われ、年長者を敬まない若者が多い。				○			当市では豊かで活力ある長寿社会を築くため、9月を老人保健福祉月間と定め、敬老思想の普及に努めております。今後とも様々なつながりの中で、敬老思想を学ぶ機会を設けていきたいと思っております。	福祉保健部 高齢福祉課
88	3	子供が大きくなると年寄りの居場所が難しくなる。ガマンしなくてはならないのか。			○			○	秋田市の人口は、西暦2000年の時点で、高齢者(65歳以上)1人に対し、生産年齢人口(15歳～64歳)は3.9人でした。将来的には、西暦2030年では、高齢者1人に対し、生産年齢人口は2.0人となる見込みです。 この状況をしっかりと認識したうえで、今回の地域福祉計画の策定を契機として、これからの社会がどうあるべきかを、みんなで知恵を出し合って、じっくり考えていくことが何より重要であると考えます。	福祉保健部 福祉総務課
89	3	将来親の介護が不安だ。本人はデイサービスに行かないと言っている。できるだけ家族で看ようと思っているけれど不安である。			○			○	平成12年度の介護保険制度のスタートによって、介護の問題については、社会全体で支え合う仕組みとなりました。そのため、ご指摘のような国民意識は、以前に比べてずいぶん少なくなったと認識しております。しかし、その一方で、住み慣れた家庭で家族からの見守りを希望される方がまだまだ大勢いることも事実であります。 行政といたしましては、そのどちらかを推奨するということではなく、両方の考え方を尊重する立場にあり、ご本人やご家族の意思による主体的な選択ができるよう、環境を整えることが重要であると考えております。	福祉保健部 福祉総務課
90	3	親を老人ホームに入所させる事が家族にしてみれば大変親不孝をしているように思われます。同じ様なことで困っている人の話を聞いたこともあります。老人ホームに入れることは決して親不孝ではないということを何かでPRしてもらえないでしょうか？			○			○	平成12年度の介護保険制度のスタートによって、介護の問題については、社会全体で支え合う仕組みとなりました。そのため、ご指摘のような国民意識は、以前に比べてずいぶん少なくなったと認識しております。しかし、その一方で、住み慣れた家庭で家族からの見守りを希望される方がまだまだ大勢いることも事実であります。 行政といたしましては、そのどちらかを推奨するということではなく、両方の考え方を尊重する立場にあり、ご本人やご家族の意思による主体的な選択ができるよう、環境を整えることが重要であると考えております。	福祉保健部 福祉総務課

91	3	従来の敬老会には参加したくてもできない高齢者もおります。一堂に会する敬老会はやめて、(消耗品ではない)記念品を贈ってお祝いしてはどうか	○							敬老会の開催方法や記念品については、各地区の社福協で様々検討しており、地域の皆様でご検討していただきますようお願いいたします。	福祉保健部 高齢福祉課
92	3	敬老会の在り方に疑問を感じている。例えば、広面地区に該当者(75歳以上)が945名いるのに、参加者は228名で4分の1しか出席していない。私の町内(山崎団地)は53名中8名出席である。市は1人1300円の助成で地区社福協へ一戸350円(350円×150戸)を負担している。この運営は各町内会に任せれば良いのではないかと?※出席者1人に町内会費が10,000円負担である。	○							現在、各地区社福協が主催する敬老会に対しては、市で1人当たり1,300円を補助しております。敬老会の開催方法等については、時代の変遷や高齢化の進展にともない各地区とも様々な工夫をしておられます。貴町内におかれましても、地区社福協と十分協議され高齢者が気軽に参加できるような開催方法を検討くださるようお願いいたします。	福祉保健部 高齢福祉課
93	3	敬老会について、子供の時代から敬老の精神を学ばせることが大切であり、教育委員会等と連携して敬老精神を啓発できるような内容にしてはどうか。	○							敬老会については、各地区社会福祉協議会の主催で開催されております。時代の変遷や高齢化の進展にともない、各地区で開催方法等様々な工夫がされております。アトラクション等に地元の幼稚園や小、中学校の児童生徒に参加してもらうなど、交流の機会を設けている地区も多数あり、子どもたちにとってもコーラスや舞踊など日頃の成果を発表する場として貴重な機会となっております。子どもの時代から敬老の精神を学ぶことは大切なことと考えますので、地域の幼稚園や小、中学校等とのつながりの中で、開催方法等についてご検討いただければと思います。	福祉保健部 高齢福祉課 教育委員会
94	3	敬老会対象者の調査を依頼されるが、市役所で分かっているのではないかと。町内会での調査では、プライバシーを理由に拒否されることがある。	○							住民票データを敬老会業務のため第三者へ提示することは、個人情報保護の観点からも困難となっております。敬老会は各地区社会福祉協議会が地域的なつながりをもとに行うものですので、ご理解をお願いいたします。	福祉保健部 高齢福祉課
95	3	老人クラブに入会してくれる人がいなくて困っていますが、何か良い考えがあれば教えてください。	○							高齢者のライフスタイルの変化に伴い、若年会員の加入が全国的にも伸び悩んでおります。会員を対象とした加入動機の調査によると、「勧誘されて加入した」会員が多数を占めています。年齢の近い会員が、積極的に繰り返し勧誘することが大事だと思います。	福祉保健部 高齢福祉課

96	3	老人クラブに加入していますが、町内役員だけではなく老人クラブの役員になるのも嫌だと思える人が多いのか、加入が進みません。福祉も地域活動も自立と奉仕が基本だと思いますが、それを拒否するので困っています。	○						役員のなり手がいないという問題は、老人クラブに限らず、町内会などの各種地域団体に共通した悩みだと思います。既存の役員とは別に、会員の能力や特技を生かした活動別のリーダーを設置し、会員の誰もが何らかの役割を分担するのも、一つの方法として考えられます。組織内で十分に話し合い、様々な工夫をしてみたいかでしょうか。	福祉保健部 高齢福祉課
97	3	老人クラブは高齢化しており、弱ってきている。温泉にも行けず、歩いて会館にも行けない。5～6人でもいいから、お茶のみをすればいいのではないか。	○						地域や会員の状況に応じて、日常的な仲間づくりを行うことが老人クラブ活動の目的ですので、日常的に可能な形で、活動を工夫していただければと思います。	福祉保健部 高齢福祉課
98	3	老人クラブ会員が減っていくので困っております。町内会員が60歳以上になったら、強制的に老人クラブに入るようにしたら？	○						老人クラブは任意団体であり、加入を強制することはできないとされています。会員を対象とした加入動機の調査によると、「勧誘されて加入した」会員が多数を占めていますので、年齢の近い会員が、積極的に繰り返し勧誘することが大事なのではないのでしょうか。	福祉保健部 高齢福祉課
99	3	老人クラブの内容点検、真に高齢者福祉に適した会の助成を！ 「老年クラブ」の積極活用によって、長年培われてきた技能・知識をお金に還元させるべきであろう。 現在、市の助成対象は50人以上のようだが、町内会によっては20～30人規模で年数回の例会を行い、会報を年2回作成して文集の役割を果たしているなど効率的な機能も果たしている会もある。助成の意味合いからみると、こういう小規模で内容のある会こそが本来の老人クラブ活動では？	○						老人クラブは、仲間作りを通して生きがいと健康作り、生活を豊かにする活動を行うとともに、その知識と経験を生かし地域の諸団体と共同で地域を豊かにする社会活動に取り組むとされています。また、老人クラブは自主組織として、運営の基礎となる経費は会員の会費によってまかなうことが基本とされています。 市では、活動を補填する助成金等を交付しておりますが、それはあくまでも老人クラブ活動を支援する目的で交付しているもので、国で定める老人クラブ等事業運営要綱によって会員の規模は50人以上とされておりますので、ご理解をお願いいたします。 参考までに、老人クラブの加入年齢は概ね60歳以上とされておりますのでお知らせいたします。	福祉保健部 高齢福祉課
100	3	私は82歳の高齢者ですが、老人クラブ会長が独断で会の活動を休むことを届け出たそうです。ですから、高齢者同士が集まった活動の機会がなくなりましたので、市か社福協が再活動の指導をしてもらえないでしょうか？	○						老人クラブは任意団体であり、市や社会福祉協議会が強制的に、結成を指導することはできません。 地域の有志が仲間を募り、新しく老人クラブを結成する気運が高まったときにご相談をいただければ、必要な助言や支援を行ってまいります。	福祉保健部 高齢福祉課

101	3	福祉の問題はいつかは家族や自分が向き合うことが最も基本だと思っているが、家族構成とか家族の健康状態によりなかなか思い通りにならないケースもあり得ると考えます。行政(国も含む)はその点を十分配慮してもらいたい。							○		21世紀の福祉分野のめざすべき方向が、社会福祉基礎構造改革によって明らかにされました。 その中で特に大きなテーマに掲げられたのが、高齢社会を嘆くだけではなく新しい発想で「地域福祉」を推進することであり、地域に暮らす人たちが、地域に暮らす仲間として、支え合い・助け合って、幸せな地域社会をつくりあげていくことが理想的だとされており、 「自助・共助・公助」という言葉がありますが、■自分ができるところではできるだけ自分で ■家族や地域での支え合い ■行政による福祉サービスの充実、このバランスが良好な関係になるような社会をめざしていきべきだと考えております。	福祉保健部 福祉総務課
102	3	自分から若い人の中に入りたいが70歳ともなれば何となく話がしにくい。もっと相手にしてもらいたい、つまり最近の情報がほしい。							○		地域福祉計画の策定を契機として、「支えあい・助け合い」の意識が醸成され、良好な地域関係が構築されることをめざしています。その中で、情報提供、情報交換などが進んでいくことが理想的であると考えています。	福祉保健部 福祉総務課
103	3	町内によって福祉活動が異なると、あそこでは弁当が届く、あそこでは乗り物で連れていってくれるなどと言われて困るので、秋田市である程度の計画をたててもらいたい	○								地域の自主的な行事などは、行政主導で行うものではなく、各地区の社会福祉協議会などが様々な方法で実施しており、地域の皆様でよくご検討くださるようお願いいたします。	福祉保健部 福祉総務課
104	3	秋田は全国的に老人の自殺者が多いが、市で何か対策はやっているのか？							○		自殺例の多くには「うつ病」との関連が認められることから、秋田市では市民を対象に「こころの健康アップ講座」の開催や自殺予防に関するリーフレットの配布(予定)などにより、こころの健康づくりの重要性を広く周知するとともに、こころの相談窓口についての周知を行っていきます。	保健所 健康管理課

3. 高齢者・介護

105	3	高齢者のためのくらしのしおりについて。毎年全戸配布してくれるのがいざばんだが、コストのことを考えると、必要な部分だけを抜粋した簡単なものを作って配布するのが良いのではないかと。						○	高齢者のためのくらしのしおりについては4年に1度全戸配布しているところですが、今後ともより良いものを作って参りたいと思います。	福祉保健部 高齢福祉課
106	3	「県民介護講座」のご案内のパンフレットをいただき皆様にお声を掛けていますが、「行ってみたいが御所野は遠くてね・・・」とおっしゃる方が多いので場所的にもう少し近いところで利用できればいいかと思ひます。	○						「県民介護講座」については、秋田県長寿社会振興財団の秋田県介護自習・普及センターで実施している事業です。中央、県南、県北と県内の3か所のシルバーエリア等で開催場所を固定して行っているものです。保健所（保健予防課）では、地域から要望等があれば在宅で介護している家族の方を対象に、健康教育等を行っておりますので、お気軽にご相談ください。	福祉保健部 介護保険課
107	3	高齢者が多くなってきていますが、次年度は何人増加するのかを知りたい。町内会員の生年月日等が載ったリストがあればよい。	○						本市の将来推計人口調査によると平成16年の高齢者（65歳以上）は、市内全体で1,100人程度の増加が見込まれています。また、町内会員の生年月日等については、個人情報保護の観点から行政からの提供は困難となっております。	福祉保健部 高齢福祉課
108	3	高齢化が進むからこそ、世代間交流を行いましょ。高齢者が若い人たちの意見を聞いて若返り、また若い人たちも人生経験豊富な高齢者の話しを受け入れてお互いが有意義な生活をできたらと思ひています。						○	高齢者と次世代を担う若い方々との交流は非常に大切であると考えております。各地区の老人クラブでは、地域の公民館、小学校、幼稚園等において子供達と伝承遊びや高齢者疑似体験を通じて連携活動を行っていただいておりますが、今後ともこのような事業を通じて世代間の交流を深めていただきたいと考えております。	福祉保健部 高齢福祉課
109	3	制度がスタートしたらそれに見合った教育が必要だ。介護保険制度にしても、サービスのあり方だけが先行し、制度そのものの根本的なところを教えることが抜けていた。何でも「国の制度だから」で終わるのではなく、制度の説明は市でもできるのだから徹底して教えてほしい。	○					○	介護保険制度については、広報およびパンフレット等を作成し周知しているところであります。また、地域から要望があれば職員が出向いており、依頼をいただければ職員が出向いて説明をいたします。	福祉保健部 介護保険課

生活課題一覧(4. 障害者)

	分野	課 題	地域(個人)でできること			行政がやるべきこと			現在の市の考え方	担当部局
			短期	中期	長期	短期	中期	長期		
1	4	普通の家を借り上げて通所作業所に行っている。公共の土地で行うことはできないか。法人化する資金力は無い。			○			○	現在、作業所等福祉施設の運営に必要な土地建物は、施設設置者において準備をしていただくこととしております。 なお、個別の状況を勘案のうえ、市有地を貸与する場合がございますが、この場合、地価を勘案した利用費用を負担していただくこととなっております。	福祉保健部 障害福祉課
2	4	障害者のプライバシーが強すぎる。市・本人でも調査は明らかにしない。	○					○	現在、プライバシーの観点から障害者に関する情報は開示しておりません。ただし、地域福祉の充実、災害時等の対応を含め、民生・児童委員や相談員等への一部情報提供について今後検討していきます。	福祉保健部 障害福祉課
3	4	知的障害者のグループホームという制度について聞きたい。土地があれば出来るものなのか、自分でつくるにはどうしたらよいのか。個人的に運営されているものはあるのかなど知りたい。	○						障害者施策でいうところのグループホームとは、知的障害のある方が、地域にある住宅(アパート、一戸建て等)で共同生活を営むことができるように、専任の世話人が食事の世話や相談など日常的な生活援助を行う制度です。運営主体は、社会福祉法人等で障害者援護施設等の経営をとするところ(バックアップ施設)にお願いしております。 なお、精神障害者や老人(介護保険)の方のグループホームもあります。	福祉保健部 障害福祉課
4	4	障害者がいます。親が歳を取ったとき心配である。今は作業所に行っているが、手頃なグループホームを作りたいと思っている。しかし、お金も大変だ。						○	障害者の将来に対する不安を解消する制度として、扶養共済制度があります。これは、障害者を扶養する保護者に万一のことがあった場合、障害のある方に終身一定額の年金を支給する制度です。利用にあたっての詳細は、障害福祉課までお問い合わせください。 なお、グループホームについては運営主体として社会福祉法人等で障害者援護施設等の経営をとするところ(バックアップ施設)にお願いしております。 (※グループホームは支援費対象施設です)	福祉保健部 障害福祉課

4. 障害者

5	4	家族が視覚障害者で身内もいません。どちらに頼めば良いかお知らせください。	○					ホームヘルパーサービスやデイサービスの他、ガイドヘルパーによる移動支援をはじめ、各種居宅サービスがあります。障害者向け各種サービス等については、生活支援センターほくと(873-7804)でご相談を受け付けています。また、障害者の居宅まで訪問し、サービスについての説明、必要な場合は申請代行も行ってまいりますし、ピアカウンセリング(同じ障害をもつ仲間による相談)も行ってまいりますので、お気軽にお問い合わせ下さい。なお、各種サービスについてのご相談は、障害福祉課(866-2093)でも受け付けております。	福祉保健部 障害福祉課
6	4	障害者団体で集会を開いても参加者が少ない。会費も集まらなく、会をやっていくのがたいへんだ。		○				各種団体に入会するかどうかは、本人の自由意志によるものであり、行政が直接働きかけろべき問題とは認識していません。プライバシーの観点から障害者に関する情報は開示しておりませんが、窓口に関係団体の機関誌や広報パンフレットを備え付けるとともに、障害者手帳交付時に関係団体の記載されている冊子を渡すなど、可能な範囲での協力を行っています。	福祉保健部 障害福祉課
7	4	障害のある人・ない人が地域の1人として交流できる場所と、健常者と言われている人たちの偏見をなくす意識改革が必要なため、学習する機会がほしい。	○				○	障害者も地域の一人として共に生活する「ノーマライゼーション」理念の重要性と普及については、秋田市障害者プランにも基本理念として掲げているところであり、障害者福祉大会等機会を捉えて、随時PRしているところです。このほかにも、小・中・高校生が障害者施設の方々と合同でイベントを開催したり、障害者施設の運動場を利用した地域住民の方との夏祭りや盆踊りが開催される等、「地域の方々により自主的に企画・実施される交流」の機会も増加しています。上記のような、障害者の方とふれあい、理解を深めることができる機会を生かして、より一層の障害者への理解を促進していただければ幸いです。なお、お問い合わせいただければ、当課で把握しているイベントの場合、開催日時等をお知らせできる場合があります。	福祉保健部 障害福祉課
8	4	私はいつでもバスに乗って居りますが、身体障害者の方がバスの乗車券と赤いカードのような物出して居りますが、私は見ていると私たちよりも元気そうに歩いているのもっと考えてもらいたいと思います。		○			○	身体・知的・精神の障害手帳を所持されている方を対象とし、社会参加促進事業として交通費補助制度を実施しております。なお、一概に障害者といっても、心臓機能障害や腎臓機能障害など、外見では判断できない障害をお持ちのかたもおられます。交通費補助事業はもちろん、障害者に対する理解を深めていただけるような機会を設けるなど、PR活動を今後ともすすめていきたいと考えております。	福祉保健部 障害福祉課

4. 障害者

9	4	高齢で一人暮らしの男性が息子が難病でこれから自分が何かあった時のことを考えると心配です。				○			難病に関する相談は健康管理課が窓口になっています。電話や来所相談の他、保健師の訪問も実施しており、必要により、医療機関や福祉との連絡調整を行っております。また、難病患者等居宅生活支援事業の対象となる118疾患と関節リウマチの患者さんについては、ホームヘルパーの派遣も実施しておりますので条件を満たすようであればご利用ください。	保健所 健康管理課
10	4	精神障害者問題をもっと話し合ってほしい。(入院施設の入所など相談があったらすぐ対応してほしい)				○			入院についての要否は医師の診断によりますが、医療機関など関係機関との連絡調整は保健所もお手伝いいたしますのでご相談ください。また、夜間や休日に急激な精神症状の悪化により入院を要する状態になった場合は、まずは主治医のいる医療機関へ連絡してください。そこでの対応が困難な場合は、輪番制の精神科救急病院が対応いたします。	保健所 健康管理課
11	4	担当区域に精神に障害のある方が住んでいて、しばしば物議をかもしました。保健予防課の方と連絡を取りながら対処してきましたが、これから冬期に向かい「火のこと」が大変心配です。一人住まいなので訪問してはいましたが、一人での訪問は怖いと感じるときもあります。これからも保健予防課の方で心配りをしてくださいませようお願いします。				○			地域から情報をいただいた場合には、関係機関と連携しながら、状況により訪問や家族間調整を継続してまいります。	保健所 健康管理課
12	4	最近、鬱病等精神的な病を抱えている人が増えてきているように思う。自分自身、夫婦喧嘩や金品を盗まれたと呼び出されることが再三ある。警察では取り合ってくれない。法律上何もできないというのであれば法律を改正する必要があるのではないか。場合によっては強制的に収容できる制度を作るべきではないか。				○			本来、全ての治療は患者本人の同意に基づき行われるべきものですが、精神疾患を持つ者のなかには病識が無く、治療を拒むことも少なくありません。治療のため入院する必要があるのにもかかわらず、本人から同意を得ることができない場合には、保護者(後見人や補佐人、配偶者、親権を行う者及び扶養義務者)の同意を以て入院させることもできることとなっております。しかし、本人の意に反して入院させるものであることから、慎重に対処しなければなりません。精神障害のために迷惑行為を周りに及ぼしている方がいるなど、周りでお困りのことがあれば、秋田市保健所健康管理課までご連絡ください。	保健所 健康管理課
13	4	障害児者が地域の中で安心して暮らしていける環境整備をしていただきたい。地域の中に、住みなれた場所で毎日通い、自分自身が社会の一員であると言うことが実感できる場所が多くあればと思っています。					○	○	通所施設やデイサービスセンターなどを計画的に整備していくとともに、道路や公園などのバリアフリー化についても着実に推進していきます。障害福祉についての関心は年々高まってきてはいますが、社会には誤解や偏見はまだまだ少なくない状況ですので、障害のある人が地域の中でさまざまな分野に積極的に参加し活動できるようにするためにも、市民の皆様のご協力を引き続きお願いします。	福祉保健部 障害福祉課

4. 障害者

14	4	車いすを使っている家族がいるが、歩道が狭かったり、車道の方に傾斜があつたりして、介助が大変です。もう少し歩道の整備を丁寧にしてもらいたい(業者が悪いのかな)					○		物理的な制約により整備が困難な場所もありますが、車いす利用者も含め、すべての人が歩きやすい歩道の整備に努めてまいります。	建設部 道路建設課
15	4	車イスに対して障害が多く困っている。 土崎から秋田駅前へ行く時、バスに一人で乗れない等。助けてもらう回数が多いと利用をためらってしまう。					○	交通バリアフリー法に基づき、バスを導入する場合に、公共交通事業者に対し、「移動円滑化のために必要な旅客施設及び車両等の構造及び設備に関する基準」への適合が義務づけられました。 この規定は、利用者数に関わらず国内すべての旅客施設・車両等に適用されることから、新たなバリアを生み出さないための方策として極めて実効性が高く、交通環境のバリアフリー化を確実に進めていきます。 なお、既存のものについても、この基準への適合について努力義務が課せられており、積極的な取組が求められています。 秋田市においても、市民の移動手段の確保と充実を図るため、バス交通の総合的な改善を行うこととしており、その中で、ノンステップバス・低床バスの導入等の可能性について検討していきます。 なお、ご要望のことについては、中央交通㈱へ連絡しましたので、バスをご利用の際は、気になさらず、気軽に運転手にお声をかけてください。	都市整備部 都市計画課 交通政策室	
16	4	施設入所についてですが、障害者の入所施設が少ないのに加えて、高齢者の場合は希望しても入れない場合が多い。					○	障害者施設については、障害者プランに基づき整備を進めているところであり、今後もプランの着実な推進に努めていきます。また、現在のプラン計画年度終了時には、施設利用希望者の動向を見極めながら、新たな整備目標を掲げたプランを策定する予定です。 特別養護老人ホーム等の入所申込者解消のため、秋田市老人福祉施設連絡協議会では入所ガイドラインを見直し、平成15年6月より申し込まれた方々の介護度が高い方から入所できるよう改正しております。なお、特別養護老人ホーム等の介護保険施設については国で定めた基準を上回って整備されており、現在のところ新たに整備することができませんのでご理解をお願いいたします。	福祉保健部 障害福祉課 高齢福祉課	

生活課題一覧（5 . 町内会・地域活動）

分野	課題	地域(個人)でできること			行政がやるべきこと			現在の市の考え方	担当部局	
		短期	中期	長期	短期	中期	長期			
1	5	市民活動に携わっている方がいつも同じ方々なので、地域や年齢層を広げて1人1役にして輪を広げて行ってほしいと思います。						○	市民主体の独自性ある地域づくりを進めていくためには、各種の市民活動に携わる方が今後さらに増え、市民活動が一層促進されていくことが必要と考えます。このため市では、各種市民活動の促進に向けた施策の基本方針を今年度中に策定し、市民一人ひとりが主体的にボランティア活動やNPO活動などに参加しやすくなる環境づくりを進めていくこととしております。	企画調整部 企画調整課
2	5	年齢に関係なく地域の方々の集まれる場所を。						○	地域活動の拠点となる公共施設については、市町合併を機に全市的に再編を予定しています。今後は、地域バランスに配慮しつつ、必要性を十分考慮したうえで、施設の整備を検討していきます。また、市政への市民参画や市民協働をなお一層促進するため、市民の声を市政に反映できる体制づくりを引き続き検討していきます。	企画調整部 企画調整課
3	5	公民館の老朽化が進んでいるので、建て直しを検討してほしいです。						○	公民館の改築については、地域住民の要望や施設の地域バランスのほか、施設の老朽度や利用状況などを総合的に考慮して進めてまいります。	教育委員会 生涯学習室
4	5	小学校の空き教室、児童館などを地域へ積極的に開放する。健康・衛生・介護に関する講習会、軽運動を楽しむ会、昔懐かしい映画の鑑賞会、歌の会、などができる。			○				児童館は、児童福祉法に基づく児童のための施設ですが、公共施設の有効利用のため、児童が利用しない時間帯に限って地域の方々にご利用いただいております。なお、現在、小中学校では少人数学級化を進めていることから、空き教室が無い状態となっております。	教育委員会 生涯学習室
5	5	コミセンを建ててほしい。						○	コミセンの整備については、昨今の経済状況により本市財政も非常に厳しい状況にあることから建設計画にも遅れが生じているとともにコミセン単独での建設は困難となっておりまして。また、市町合併等の関連からも公共施設の複合化や再配置など検証、見直しが図られております。今後これらを踏まえ、他の適切な公共施設との合築など複合化による建設を検討してまいります。	市民生活部 自治振興課

5. 町内会・地域活動

6	5	公民館とコミセンは担当課が違うそうだが、公民館では飲酒ができず、コミセンではできるなど、扱いが違っていて分かりにくい。統一できないだろうか。				-	-	-	公民館は、生涯の各時期に応じた学習や情報活用・環境等の課題についての学習を行うための社会教育施設であることから、飲酒等を目的としたコミセン等の集会施設とは性格を異にするものとなっています。	市民生活部 自治振興課 教育委員会 生涯学習室
7	5	町内会館がない。敷地の提供をお願いします。						○	町内会館を持っている町内会のほとんどは、土地を取得又は賃借して集会所用地としており、市が敷地を提供することはありません。ただし、近隣に市有地がある場合などは話し合いにより土地の払い下げや賃貸といったケースもありますので、ご相談いただきたいと思います。また、隣接する町内会等と共同で利用しているケースもあります。なお、近隣のコミュニティセンターもご利用くださるようお願いいたします。	市民生活部 自治振興課
8	5	地域の人たちがいつでも気楽に集まっているんかなことが出来る場所がほしい。例えば、町内会館を作った場合、市から補助とかあるのでしょうか？						○	町内会館の建設に対しては、建設費や備品購入費に対する補助や建設資金の貸付を行っておりますので、自治振興課までお問い合わせください。また、お近くのコミュニティセンター等もご利用くださるようお願いいたします。	市民生活部 自治振興課
9	5	集会所建設のための貸付700万円について、返済期間はどのくらいか。						○	貸付期間は10年間で、返済方法は元利均等年賦となっております。また、繰上償還もできますので、詳しくは自治振興課までお問い合わせください。	市民生活部 自治振興課
10	5	集会所を新設するのではなく、貸家などを利用できないだろうか。市も、補助を年間5千円などとケチなことをいわないで、集会所などの話し合いの場をもたせてもらいたい。						○	町内会集会所の設置に対しては、建設費や施設購入費、備品購入費に対する補助や建設資金の貸付を行っております。集会所の運営費については、年間5千円を助成しておりますが、市の財政状況が厳しいことや集会所を所有していない町内会との助成格差の助長となるため、増額は困難です。また、貸家等を集会所として利用している町内会もあり助成対象となっておりますので、ご検討ください。	市民生活部 自治振興課
11	5	地域集会所のバリアフリー化(手すり、洋式トイレ化等)について、自助努力はしているが町内会予算ではまかない切れぬ。助成できないものか？						○	自治振興課では、バリアフリー化を含め、町内会館の改修や営繕に対しても補助をしていますのでお問い合わせください。	市民生活部 自治振興課

5. 町内会・地域活動

12	5	町内会の備品や消耗品への補助はないか。				○		消耗品に対する補助制度はありませんが、当該年度に集会所類似施設建設費補助金の交付を受ける町内会に対しては、設備購入費の補助制度がありますので、自治振興課までお問い合わせください。	市民生活部 自治振興課	
13	5	町内会館の土地について、市と有償契約を結んでいるが、無償にできないか。				-	-	-	町内会館や集会所等の施設は、町内に住む方々の福祉や子ども会活動の拠点として市政運営のうえで大変重要な役割を担っていますが、市内全域にある集会施設の敷地の大部分は、町内会で購入したり、個人所有地を賃借するなどして確保されているのが現状です。 したがって、これらとの公平化を期する上で賃貸借料をご負担いただいております。しかしながら、地域自治活動を助長する観点から、町内会等への貸付けに際しては「普通財産貸付料算定基準」に基づき、一般住宅用地の貸付算定率が、近傍類似地の固定資産課税標準額の4%であるのに対し、町内会館等の公共用目的の用地は1.6%と低く設定し、負担の軽減をはかっているところです。	収入役室 管財課
14	5	各種申請の受付機能等を含めて、地域センターの機能をもっと充実すべきではないだろうか。かつて、地域センターの縮小・廃止、と言う話が聞こえたことがあるが、地域福祉というならば、地域の拠点として、地域センターの役割もますます重要になってくるのではないかと思うがどうか。				○		地域センターで受付する各種証明書等取り継ぎ件数は限られており、現在のところ、機能の拡充は考えておりませんが、地域の皆様の活動拠点として、利用しやすい管理手法等について研究してまいります。	市民生活部 自治振興課	
15	5	自治振興課にお願いして防犯灯(水銀灯)を取り付けてもらったが、腐食しやすく、また、カバーにごみがついてすぐ暗くなる。蛍光灯の方が明るいし、水銀灯より安い。水銀灯から蛍光灯に移行して、浮いたお金で補助を厚くしてはどうか。				-	-	-	ご意見のとおり、一般的に蛍光灯は安価ですが、メンテナンスの頻度が多く町内会の負担となるため、市で設置している防犯灯は、長寿命、高出力、寒冷地にも向くとことから水銀灯(40W)を採用しています。	市民生活部 自治振興課
16	5	灯具の取り替えを、地域でやりたいが、電灯の位置が高い。また、器具も錆びていて、自分たちではできない。高さやカバーを変えることはできないのか。何か決まりがあるのか。				-	-	-	東北電力㈱では、防犯灯設置を承諾する条件として、維持・補修を行う場合、「引き込み線工事委託工事店」の認定を受けている電気工事店に依頼することとしております。灯具取替の際には、墜落事故防止のためにも電気工事店に依頼してください。また、防犯灯の取付位置は、道路占用許可基準を満たす範囲で、効率的に照らすための高さとしております。	市民生活部 自治振興課

5. 町内会・地域活動

17	5	町内会の役員のなり手がいない。総会などにも参加者が少ない。	○																		
18	5	町内会活動などに若い人(壮年者)の参加が少なくなってきたり、世代間の話し合いが十分できない。これからの町内運営などが心配。	○																		
19	5	町内会長の任期について毎年変わる町内があり、連絡や近況を知りたい場合等、困ることあり。	○																		
20	5	町内会の役員のなり手がいないのは、寄付、配付物などの雑用が多いため。配付物をまとめるなど負担を軽くする方法をとってほしい。							○												
21	5	町内住民のつきあいが希薄。あいさつもしない人が増えているのが不安。	○																		
22	5	町内会に協力しない人が多いのでどのようにしたらよいか？	○																		
23	5	若い方はなかなか会(婦人会)に参加してくれません。また、「年だから・・・」と言って会員を辞めていく方も多くなりました。少ない人数でやっておりますが、どうにかならないもののでしょうか？	○																		
24	5	活動・行事等に無関心な人が多い。地域の関心が高まっていかなければ何をやっても成果が上がらない。	○																		
											町内会は住民のみなさんによるみなさんのための組織ですから、町内会活動に対して理解を得ること、役員だけに負担がかからないようにみんなでサポートすることが大事なのではないでしょうか。町内会で十分に話し合って工夫していただきたいと思っています。	市民生活部 自治振興課									
											市からの回覧・配布物については、毎月第2・第4金曜日までに届けることに取り決めておりますが、今後もむやみに町内会へ依頼することのないよう市役所内部に呼びかけてまいります。	市民生活部 自治振興課									
											町内会活動には良好な近隣関係を醸成するといったもっとも大切な機能があります。たしかに、町内会に対しては、面倒くさい、つきあいづらいなどといった否定的な意見もありますが、声をかけ、お互いを知ること仲間づくりができるものと考えております。	市民生活部 自治振興課									

5. 町内会・地域活動

25	5	新しい町内でご近所同士もよくわからない方も多いので、住民同士が知り合い、親睦を図れるような行事等企画があったら良いと思う。	○						地域の行事などは、行政主導で行うものではなく、地域のみなさんが主体となって行うべきものと考えていますので、町内会で話し合いの場をもち、工夫しながら実施していただきたいものです。	市民生活部 自治振興課
26	5	町内会を任意の団体ではなく、市の組織とし、福祉活動等に対して町内単位で機能するようしてもらいたい。	○						町内会の活動は、そこに住まわれるみなさんが快適に暮らすための手段であり、住民構成や環境等によりそれぞれ異なった活動が求められます。したがって、行政主導ではなく、町内会のみなさんでよく話し合い、活動していくことが重要と考えます。	市民生活部 自治振興課
27	5	行政で、町内会の活動方法についての研修を実施できないか。ある程度は市がリードして、指針を示してもらえないか。	○							
28	5	町内会を市からリードしてもらおうという話が出たが、それはおかし。もし必要があれば、町内会をNPOとして捉えるなど、観点を変えて、町内会について考える時期ではないか。					○		市としても、そうした検討するための参考として情報提供や支援ができるような方策を検討していかなければならないと考えています。	市民生活部 自治振興課
29	5	福祉活動は素晴らしい行事・活動であるが、ともすれば役員や関係者のみしか知ること、町内会の全員に周知することがなかなかできない。どのように周知し関心を持たせればいいのか悩んでいる。	○						行事・活動の意義や結果のアピール、参加しやすい環境づくりなど、いろいろな世代の方と話し合いの場をもって工夫していただきたいと考えます。	市民生活部 自治振興課
30	5	小さい町内では活動に限界があることから町内同士の合併をしてはどうか。小さい町内同士でまとまることで人材も増え、財政面でも活動しやすくなるのではないか。					○		町内会によっては合併した方がよいケースがあるかもしれませんが、一方では、顔が見える範囲でなければ町内会活動はうまくいかないという意見もあります。町内会は皆様のものですからよりよい方向にむけて話し合っていただきたいと考えます。	市民生活部 自治振興課

5. 町内会・地域活動

31	5	町内の少子高齢化が課題。ある町内では小学校の児童が一人もおらない。高齢者が35%という町内もある。これでは町内会活動ができない。		○					少子高齢化となってもお互いに助け合いががんばっている町内会も多くあります。町内会活動は地域の皆様の相互交流、相互扶助が基本と考えておりますので、それぞれの町内会の実状にあった活動を考えていただきたいと考えます。	市民生活部 自治振興課
32	5	町内会・民生委員・福祉推進員とありますが一体となって地域のことをやりたいと思います。しかし、それが出来ないのが現状である。		○					地域活動は、皆様の相互交流、相互扶助が基本と考えておりますので、よりよい方向にむけて地域でよく話し合っていたいただきたいと思います。	市民生活部 自治振興課
33	5	地域の町内会長、班長のなり手がいない。対策として、町内会と行政のつながりをもっと持つべきと考える。地区社会福祉協議会などは、行政との連携がある。現在の町内会組織では、単に町内会という中での位置づけしかなく、その先のステップが望めない		○					行政と町内会は、地域づくりの対等のパートナーであると考えていますが、町内会は住民のみなさんによるみなさんのための組織でもあるのですから、町内会活動に対して理解を得ること、役員だけに負担がかからないようにみんなでサポートすることが大事なのではないでしょうか。町内会で十分に話し合って工夫していただきたいと思えます。	市民生活部 自治振興課
34	5	自治振興課では、先日行った町内会長アンケートへの回答として、町内会への関わりについて、前向きでないようなコメントが目につき大変残念であった。				-	-	-	地域自治活動とは自分たちで自分たちの地域づくりをするということです。行政の役割は地域ではできないことをすることにありますので、町内会活動について、市としてはあくまでも側面から支援する立場であると考えます。	市民生活部 自治振興課

35	5	<p>数年来地域におけるリーダーとして頑張っているつもりですが、月日を追う毎に公的(例えば市勢に関わるもの)な会の集まりやその時の回答などが多くなっています。それと同時に責任ある仕事の内容となってきた。</p> <p>以前であればこのような仕事に対して市政協力員として僅かであったが報酬のような見返りもありましたが、2年前から打ち切りとなり傘下町内にも要請しにくい状態となっている。出来れば復活により、より協力的に推進できるよう考慮してほしい。</p>							<p>市から報償費を支給することは、財政状況が厳しいことから困難ではありますが、町内会等は住民のみなさんによるみなさんのための組織ですから、町内会等の活動に対して理解を得ることと、役員だけに負担がかからないようにみんなでサポートすることが大事なのではないのでしょうか。また、町内会等の予算から役員手当を支給するといった方法も考えられるので、町内会等で十分に話し合っておいていただきたいと思います。</p>	市民生活部 自治振興課
36	5	<p>町内会活動や老人クラブ活動などに、もっと市から補助してほしい。そうすればもっと役員になる人も増えたり、その人たちの負担も減るのではないかと。</p>								市民生活部 自治振興課
37	5	<p>町内会長のなり手がいない。 町内会は行政の意志を末端まで伝える重要な部分である。しかし、仕事の分野は多岐に渡り、特に会長はその負担が大きい。行政は町内会に頼めばすぐ出来ると思っている。行政は町内会に負担金を払うべきではないか？</p>							<p>町内会は対等な地域づくりのパートナーであり、行政の下部組織ではないとの認識から、負担金の支払は考えておりませんが、自治活動の活性化を図るために「自治活動助成金」を含む「まちあかり・ふれあい推進事業助成金」を交付しております。</p>	市民生活部 自治振興課
38	5	<p>市政協力員のような制度をもう一度作ってほしい(名称は変えても良いので)。市と地域のパイプ役のような存在は絶対必要だと思う。</p>							<p>市政協力員制度は、広報あきたの配布を業者委託したのにあわせて廃止しましたが、町内会と行政は地域づくりの対等なパートナーであると考えています。</p>	市民生活部 自治振興課
39	5	<p>自治振興課があるが、町内会活動に対してアドバイスなどは、現実にはない。もう少し行政が手を差し伸べて欲しい。</p>							<p>町内会の活動は、そこに住まれるみなさんが快適に暮らすための手段であり、住民構成や環境等によりそれぞれ異なった活動が求められます。したがって、町内会のみならずみなさんにとって何が必要なのか話し合い、方向性を見出していくことが重要と考えます。</p>	市民生活部 自治振興課

5. 町内会・地域活動

40	5	市役所では、自治については町内助成金のからみなどから、自治振興課が担当部署だと思っていたが、今回、福祉の会の中でも町内会の話が出てきた。町内会運営について市の考えを聞きたい。								地域社会における自治活動とは、住民相互の連絡、環境の整備など良好な地域社会の維持および形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とした活動です。そのために住民自身が組織しているのが町内会であると位置づけています。 地域福祉を考えるときの「地域」の範囲は、固定的・限定的なものではなく、利用するサービスの内容や、活動の取り組み内容などによって、さまざまな形態が考えられます。 例えば、PTA活動といっても、小学生のお子さんを持つ場合と、中学生のお子さんを持つ場合では違いがあるし、ボランティア活動といっても、その活動の内容によっては、自分の近所だけを活動範囲にしている場合もあれば、秋田市全域が活動範囲になっている場合もあり、「地域」の範囲はさまざまな形態が考えられますので、ケースバイケースで、柔軟な考え方をすることとしております。その際、「町内会」という単位は、地域福祉を考えいくうえで大きなウェートを占めると思います。	市民生活部 自治振興課 福祉保健部 福祉総務課
41	5	市社協から依頼される事業が最近ますます増えてきていて、大変である。地域福祉の推進ということは、これ以上我々に仕事を増やすということなのか。社協等の事業で今でさえ大変なのにこれ以上事業を持ってこられても厳しいのだが。							○	地域福祉の推進については地域住民だけが責任を負うものではなく、行政も社協も住民もお互いに連携、協力して行うものと考えております。秋田市社会福祉協議会では、将来は市内をブロックに分けて地域福祉活動の推進のための職員配置ができるかどうか検討してまいります。	社会福祉協議会
42	5	高齢者はなかなか福祉の相談窓口まで行くことが出来ない。相談場所は、各地域にあったほうが良い。これは地区社協の役割だと思っている。							○	秋田市社会福祉協議会では、ふれあい福祉相談センターを設置し、要望に応じて在宅への相談訪問を実施しています。 また、地区社会福祉協議会に呼びかけて、「見守りネットワーク」として月に1回の声かけ訪問活動を全市的に実施していただいております。地区社会福祉協議会では、福祉協力員、町内会、民生委員の方々からのご協力をいただいておりますが、今後とも地域住民のみなさんのお力添えをお願いいたします。	社会福祉協議会
43	5	地域社会に無関心な住民の多いアパート、マンション等との関わりが難しい。	○							一般的にアパートやマンションの住民は地域活動になかなか参加しない傾向がありますが、参加しやすい環境づくりなど、こうした住民をもうまく取り込むように工夫していただきたいと考えます。	市民生活部 自治振興課
44	5	マンションの中での一人暮らしの老人や母子家庭の方に、市の方からのしおり等を渡したいのですがインターホンに出てくれず困っております。	○							日頃からの声かけが大切と思われます。仲間づくりという面からも地道な活動が大切ではないでしょうか。	市民生活部 自治振興課

5. 町内会・地域活動

45	5	マンション居住者への福祉政策をどのようにしたらよいか、ご意見を伺いたい。		○					○	アパートやマンションなどに居住している人は、地域活動に参加しない傾向がありますが、地域福祉計画の策定を契機として、よりよい地域関係の構築が図られることが理想的であると考えます。	福祉保健部 福祉総務課
46	5	高齢者にいろいろな用件で訪問した時、プライバシーの持ち出して話にならないことがあります。		○						近隣関係については、行政として特定の価値観を個人に押しつけることはできませんが、良好な関係を維持するためには、お互いを尊重しあいながら、日頃からの声かけなどが大切と思われます。	市民生活部 自治振興課
47	5	プライバシーが重視され悪徳商法が増えているせいか、訪問させて頂いても戸を閉めたままの人が多くなった。数年前まではお互い行き来があった近所付き合いも挨拶ばかりだったという話を多く聞きます。いつのまにか心の扉まで閉めてしまったようで残念です。		○							
48	5	近所づきあいの事ですが、新興住宅地でありながら古くからの考え方にとらわれ、他人の事に干渉しすぎる方がいるため困っています。出来るだけ付き合いをしなくてすむようにしますが、なかなかそれも出来ず勝手に言わせておくしかないのでしょうか？		○							
49	5	一人暮らしの女性や老人等に訪ねる際のプライバシーに関して注意しなければいけないことをお聞きしたい。		○						相手の方がどのようなことを希望されているかによっても違いがあると考えられます。十分に話し合っていただくことが大切だと思います。	福祉保健部 福祉総務課
50	5	他人と関わりたくない人が増えている。個人優先。		○					○	地域福祉計画の策定を契機として、よりよい地域関係の構築が図られることが理想的であると考えております。	福祉保健部 福祉総務課

5. 町内会・地域活動

51	5	地域で何でも気軽に相談できる人がいるとよい(年金、介護、医療など)				○			民生委員・児童委員は、それぞれの担当地域で高齢者などの相談相手となり、援助の手をさしのべています。相談内容や個人の秘密は必ず守られますので、お気軽にご相談ください。 また、介護については、在宅介護支援センターが現在市内に21カ所あり、相談は無料ですのでお気軽にお電話ください。	福祉保健部 福祉総務課
52	5	民児協の地区割と町内会の区切りが一致していないため不都合が生じる。				○		○	行政側からの強制的な一本化はよくないものと考えます。地域のみなさんの話しあいによってよりよい方向を決めることが大切だと考えます。	福祉保健部 福祉総務課
53	5	民生委員を町内ごとに配置してほしい。				-	-	-	民生委員の数については、厚生労働大臣の示す基準により、中核市は360世帯に1人以上の民生委員を配置することとされています。本市の世帯数からいくと民生委員は350人を超えれば良いこととなりますが、現在、民生委員・児童委員537人と主任児童委員72人の合わせて609人がいますので国の基準を大幅に越えております。なお、町内会は市内に900以上あり、それぞれの町内会の規模が小ささまざまであることから、町内会ごとの配置は考えておりません。	福祉保健部 福祉総務課
54	5	町名変更によって地域が判りにくい。				○			住所を判りやすく整理するため住居表示を実施して、道路や河川など現状に合わせて町の境界を設定し、新しい町名を決めております。そのため、これまで同じ住所だった地区が、住居表示を実施することで、道路などで町の境界が変わることから、住所が異なる場合も生じてきます。	市民生活部 自治振興課
55	5	行政区域の見直しを。町内会は同じなのに、学区が違う場合がある。	○						地域における学区の設定や変更にあたっては、町内会や保護者、学校が互いに十分協議し、地域の総意として教育委員会に申請されたものを受けて設定しているものであることをご承知願います。	教育委員会 学事課
56	5	3世代家族の奨励を。少子、高齢化、並びに予期されないような犯罪などは相当緩和されることが期待されると考えられます。				○			三世代家族であることによって、■若いお母さんの不安を解消できる■子どものしつけがしっかりとできる■高齢者にとって健康面はもちろん精神面でも安定する、というようなことをはじめ、たくさんのメリットが期待できますが、現実には、住宅事情・嫁姑問題・生活習慣の違いなどからか、核家族化はますます進んでおります。三世代家族は日本の伝統的家族形態としてひとつの理想形ではありますが、三世代家族ということに固執するだけではなく、三世代と同じような役割について地域全体の人で補い合うというような、「地域の力」の結集も重要だと考えております。	福祉保健部 福祉総務課

57	5	地域の保護司・民生委員と各家庭との間で「プライバシー」のことで問題になったことはないか？その人選が不明朗なので、「選任方法」をガラス張りにできないか？				○			保護司の選任については、国の機関が行っており、秋田市の所管外です。 民生委員については、①地域内の民生委員推薦準備会(町内会の代表者・婦人会の代表者・社会福祉事業を行っている方・PTA会長や校長先生などの教育関係者・民生児童委員等がメンバーです)で人選を行います。なお、この推薦準備会のメンバーについては、情報公開の対象にもなっております。②次にその方が適任であるかどうかを秋田市民生委員推薦会(市議会議員・秋田市内の小中学校の先生の代表・社会福祉関係団体の関係者・行政期間の職員等がメンバーです)で審査し、選任するようにしています。	福祉保健部 福祉総務課
58	5	地区にいる保護司が誰か分からない。				○			秋田市の保護司に関する事務は、国の機関である保護観察所が行っています。 保護司は、主な任務である保護観察に限られた方のみを対象としていることもあり、河辺町雄和町を含む秋田地区の保護司は東・西・臨港という大きな3つのブロック毎に委嘱され、活動しています。 地区別で保護観察を受け持つのではなく、そのケースに応じて担当する保護司を決定しています。なお、新規に保護司を委嘱した場合には、新聞紙上で紹介を行っているということです。	福祉保健部 福祉総務課